

午前十一時十四分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、開会いたします。

先ほど、私から、副議長あてに議長の辞職願を提出いたしました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

休憩いたします。

午前十一時十五分 休憩

午前十一時十五分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

三ヶ尻正友君の議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議なしと認めます。

よって、三ヶ尻正友君の議長を辞職することを許可することに決しました。

○副議長（佐藤博章君） ただいま、議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

〔投票箱・記載所設置〕

○副議長（佐藤博章君） これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議 場 閉 鎖〕

○副議長（佐藤博章君） ただいまの出席議員は、十七名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投 票 用 紙 配 付〕

○副議長（佐藤博章君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔 投 票 箱 点 検 〕

○副議長（佐藤博章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票をお願いします。

〔 投 票 〕

○副議長（佐藤博章君） 投票漏れはありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○副議長（佐藤博章君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議 場 開 鎖 〕

○副議長（佐藤博章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に一番・猿渡久子君及び二十五番・江藤勝彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

〔 開 票 〕

○副議長（佐藤博章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十七票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち有効投票十七票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、

二十九番 首 藤 正 君 十四票

四番 平 野 文 活 君 三票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、五票であります。

よって、二十九番・首藤正君が、議長に当選されました。（拍手）

ただいま議長に当選されました首藤正君が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、議長に当選の趣旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧議長よりそれぞれ就・退任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午前十一時二十四分 休憩

午前十一時二十五分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

前議長・三ヶ尻正友君、ごあいさつをお願いします。

〔 旧議長あいさつ 〕

○旧議長（三ヶ尻正友君） 議長退任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方そしてまた執行部の皆様方には、この三年有余、大変お世話になりまして、

ありがとうございました。いろいろ至らぬ点多々ございましたけれども、皆様方の御協力により、私の別府市議会議長の大任を果たさせていただきましたことを、心から皆様方にお礼を申し上げる次第でございます。

今後、また一議員として市勢発展のために一生懸命頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔新議長あいさつ〕

○新議長（首藤 正君） ただいまは、議長に御推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

議長の重責を思うとき、身を引き締め、新たな気持ちで職務を全うしていきたい、このように思っております。特に当面する議会の正常について、議員各位の協力を賜りながら全力投球をしたい、このように思います。そして、市民に信頼される議会、市民に開かれた議会をつくり上げていきたい、このように願う次第であります。

また、井上市長初め執行部の皆様方とは、お互いの立場をよく理解し合い、信頼関係のもと、協力して市勢発展に努力したい、このように思います。私の議員生活二十三年の経験を生かしながら、公明・正大・厳粛な議会運営に努めてまいりたいと思います。

重ねてのお願いでございますけれども、議員各位の協力を切にお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（佐藤博章君） 市長よりごあいさつがありますので、お願いいたします。

〔市長あいさつ〕

○市長（井上信幸君） 大変僭越でございますが、この場をお借りいたしまして、一言のお礼とお祝いを申し上げたいと思います。

三ヶ尻・前議長におきましては、この三年有余、市勢の発展と、またあらゆる面での行動に対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。どうぞ退任後は、健康にくれぐれも留意されまして、今述べられたように、市勢の発展と議会の繁栄のために御尽力を賜れるようお願いを申し上げたいと思います。

また、新議長に推挙されました首藤・新議長さんには、二十三年間のベテラン議員でございます。先ほども申されましたように、開かれた議会、また、この議会の正常化のために我々とともに御支援・御協力を賜ればと思っております。

どうぞ今後ともひとつ絶大なる御活躍と御支援・御協力をお願いし、あわせて御健勝と御多幸であられますことを祈念申し上げまして、意を尽くせませんけれども、私のお礼とお祝いにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午前十一時二十九分 休憩

午後 二時 三分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

本日の議事は、お手元に配付してあります議事日程第五号により行います。

日程第一により、二十一日に引き続き一般質問を行います。通告の順序により、発言を許可いたします。

○八番（野田紀子君） 皆さん、お疲れのところではございますけれども、市民の皆さんの声を届ける一般質問をまた全力で私、させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

通告どおりの順序でいきたいと思います。介護保険制度につきまして、保険料の減免通知ということでございますが、保険料の減免あるいは軽減と申しますか、多くの市民の、特に年金暮らしのお年寄りの声を取り上げていただいて、所得第一階層、第二階層の逆転現象という矛盾の解決のためにも、この保険料軽減措置は、大変市民の役に立っていることと思っております。この通知ですね、保険料の減免を通知するということについては、どのような周知徹底方法を図っておられますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えをいたします。

平成十四年度における低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、去る三月市議会で保険料の負担軽減のための介護保険条例の一部改正を可決いただき、規則並びに要綱の整備を行っております。この要綱につきましては、去る五月八日に決定し、告示するとともに、ケーブルテレビ及び市報六月号におきまして、平成十四年度の保険料の軽減措置を広報するとともに、十四年度の保険料のリーフレットをカラー刷りにて作成し、市報六月号に折り込んで市民全世帯に配布したところでございます。

軽減対策につきましても、リーフレットにおいて災害減免等の規定とともに掲載し、周知しております。

また、去る六月十一日には、平成十四年度の介護保険料の所得段階が決定しましたので、被保険者には納入決定通知書を送付しています。この通知の中で、普通徴収者には納入通知書を封書にて、特別徴収の対象者については圧着はがきで発送しておりますが、いずれの通知書におきましても、保険料の独自軽減を案内しております。

○八番（野田紀子君） 対象者への通知方法で、通知書と市報の通知などでは、実際不十分ではないでしょうかと思います。通知に書いてあります文章が、なかなか難しい文章でございまして、理解しにくいのではないだろうかとも思えます。わかりやすい文章にして知らせてくださることと、あるいはまた、民生委員の皆さんとか介護支援センター、また老人会などに市から出かけられて説明会を開くなどされてはいかがかと思います。市が決めたことを市民に周知徹底させるというのが、市行政の本来の務めではないかと思うので、その点よろしくお願いいたしますのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） わかりにくいということですが、今後におきましても、各種総会や地域の集まり等、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度における軽減措置につきましては、申請の時期によって不利益が生じないように、年度内の申請であれば当初にさかのぼって軽減できるよう、要綱の整備をいたしております。

○八番（野田紀子君） 年度当初にさかのぼって軽減をしてくださるということですので、お年寄りが、何も知らなくて申請がおくれても心配は要らないということで、その点、大変よい方法をとっておられるのではないかと思います。

その申請方法なのですが、本人もしくは親族となっはいるのですけれども、ひとり住まいとか、あるいはずっとお年の、いわゆる老・老介護の方は、必ずしも親族というのがないこともありますので、その点、どう考えたらよろしいでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 独居や老・老世帯はどうするのかということでございますが、申請につきましては、被保険者本人または親族となっておりますが、どうしても申請が一人で無理な方につきましては、付き添い等の介助する方にもお願いできればと考えております。

○八番（野田紀子君） わかりました。申請のお年寄りが来られたら、どうか親切に対応をしていただきたいと思います。

続きまして、介護サービス利用料につきましてはの質問でございます。

ホームヘルプサービスの利用者の介護保険が始まる前、介護保険導入前と後のホームヘルプの利用件数と利用額の比較というのがわかりましたら、お願いします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

導入前と後の比較でございますが、介護保険導入前の老人福祉課の資料によりますと、約六百の方がホームヘルプサービスの利用者で、そのうち九割以上の方、五百四十人程度の方が、生活保護、所得税非課税世帯で占められており、利用料はゼロということでございます。

介護保険導入後の平成十二年四月の状況では、利用者は五百二十七人で、そのうち三%の減額認定書は五百十六人に発行いたしております。この状況を見ますと、ほぼ順調にこの減免制度が遂行されたものと考えております。また、平成十三年十月では九百六十人の利用者数となっておりまして、そのうち十三年度は四百三人に減額認定書を発行しておりますので、その方たちが三%の利用となっております。

サービス費用の目安でございますが、身体介護が、三十分以上一時間未満が一割負担で四百二円、三%で百二十円、家事援助が、三十分以上一時間未満が一割負担で百五十三円、三%にしまして四十五円です。

○八番（野田紀子君） 続きまして、ホームヘルプサービス利用者の中で低所得者の利用料を、導入前の利用者と同じように三%にしたときの影響額と申しますか、七%補助を出さざるを得なくなるわけですが、その影響額はお幾らになりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

影響額の件でございますが、別府市では、低所得者で介護保険制度施行時にホームヘルプサービスを利用されていた方で、引き続きホームヘルプサービスを利用する方には、利用料の一割負担を三％の負担とする激変緩和措置をとっておりますが、所得段階一及び二の階層の新規の利用者にも対象を拡大し、利用者を三％とした場合に、現行では一千七十六万七千円のところが、対象拡大では二千四百万ぐらいの試算となります。

○八番（野田紀子君） ホームヘルプサービス利用者で、低所得者に考慮して利用料を一律、一律と申しますか、三％にさせていただきたいと思います。なぜなら、ホームヘルプサービスは、平成十二年三月三十一日までにサービスを利用していた人は、介護保険料は介護保険後は利用料三％の、先ほど申しましたように、負担になります。四月一日、明くる日に、介護保険が始まってからの利用者は、低所得者であっても一律に利用料が一割負担、一〇％負担になります。高齢者福祉の時代のように、所得の多少によってその負担が決まるのではなくて、介護保険では、その利用者の所得状況を全く考慮することなく一律に負担額が決定をしてまいります。低所得者にとっては、介護保険で新たな負担がふえたと言わざるを得ません。三月三十一日と四月一日と、一日違いで負担額が異なるというところで不公平感というのが否めないのですが、この三％にさせていただくということは、どうでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） このことにつきましては、今後の保険給付に要する費用の状況等を勘案し、また現在実施している国の高額介護サービス費等低所得者対策との整合性にも配慮して、さらに財政負担等を見きわめる必要があると考えております。

○八番（野田紀子君） その高額介護サービス費というのは、お幾らになっておりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 通常の一般世帯は三万七千二百円でございますが、二万四千六百円、一万五千元という上限制度がございます。

○八番（野田紀子君） この上限額というのが、そもそも高過ぎて、余り助けにはなっていないという声をよく聞きます。ですけれども、これを引き下げるということは、市で決められることではないし、また国に向かってこの上限額についても、市長会とか通じて要求をしていただきたいと思うのですが、国の通知であります全国介護保険担当課長会議というのがあります。その二月十二日付なのですが、利用者負担の軽減措置については、多くの市町村では、市町村が利用者に対し利用者負担そのものに着目して、直接補てんする方法によって行っており、このように市町村が利用者に対し直接補てんする方法による場合には、制度の趣旨を損なうものでない限り、地域の実情に応じた取り組みであると考えているということで、必ずしも国の方は、その利用料の補てんをするのはいけないとは言っていないように思われます。現に利用者負担軽減措置を行っている市町村というのが、これは去年の十月一日現在の厚生労働省の調べなのですが、それで七百二十二となっております。全国市町村の二二・二％になります。

二期計画も始まりますし、なおお年寄りの生活状況、収入状況などを考えた場合に、この利用料の負担というの大きな部分を占めていると思いますので、今ここで、どうするというお返事は恐らく出せないのではないかとはいえますけれども、二期計画でこそこの一律三％に助成をしてもらえるようお願いをしたいのですが、どうでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） その件につきましては、策定委員会の中で議題として上げたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。二期計画に期待をしております。

続きまして、その介護保険二期計画についての質問でございます。

まずは、策定委員会についてなのですが、策定委員会につきましては、この策定に当たって担当職員の皆さんは、今、大変お忙しい思いをしておられることではないかと思いますが、保険料やサービスの内容についての決定は、漏れ承るところでは来年二月ということですが、またこういうことも市民と議会に対しての発表をまたお願いをしておきます。まずは、策定委員会については、策定委員会に公募を二人、市民の中から選んだというか、応募をしていただいて、公募二人の委員ができたということは、大変私も、長いことお願いをしてきましたし、よかったことと思っております。この公募の委員さんを含めて、委員さんというのは、大体どういう立場の方でしょうか。そして、委員会の開催予定を教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

開催予定日程につきましては、すでに第一回を五月二十三日に開催しております。今後は七月、十月、十一月、一月、二月を予定しており、合計六回の見込みとなっております。しかしながら、委員会の審議の必要が生じれば、当然ながら日程が追加されることもあるものと考えております。

委員会の委員の構成につきましては、学識を有する方として別府大学、別府女子短期大学、立命館アジア太平洋大学よりそれぞれ一名、市議会の代表といたしまして厚生委員会委員長を御推薦いただいております。保健医療関係者より医師会から二名、歯科医師会、薬剤師会、大分県看護協会別府地区よりそれぞれ一名、福祉関係者といたしまして社会福祉協議会及び別府市民生委員・児童委員協議会よりそれぞれ一名、介護保険施設代表として二名、市民代表としまして、別府市老人クラブ連合会、別府市自治委員会連合会、別府商工会議所、別府市地域婦人団体連合会、連合大分県杵速見地域協議会よりそれぞれ一名を御推薦いただいております。また、一般公募委員として二名、関係行政機関の職員から二名、合計二十二名の方に策定委員会委員として委嘱をお願いいたしております。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。国の指導としては、二期計画にできるだけ多くの市民の声をとるようになっておりますし、実際また、市民の暮らしに直結する計画でもありますし、委員会の傍聴と議事録の公開というのが、本当は大事なものではないかと思うのですけれども、県内のほかの市町村では、この議事録の公開とか傍聴とか

いうのは、どのようにしているのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 県下五十八市町村の状況につきましては、委員会を公開予定の自治体が三団体、議事録の公開予定団体が十六団体、関係資料公開予定が四団体、広報誌及びホームページの情報掲載予定が十一団体、地区説明会開催予定団体六団体、情報公開条例に基づき開示予定団体四団体、すべて非公開予定団体三団体、未定もしくは検討中の団体十七団体。以上の状況のように、五十八市町村では、委員会の傍聴・公開が大分市、九重町、大田村の三団体、傍聴非公開が五十五団体でございます。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。市民の声を幅広く集めるためにも、また情報公開ということもありますので、別府市でも委員会の傍聴と議事録の公開を、今議会でもお願いしたいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） 別府市におきましては、去る五月二十三日に、介護保険事業計画等策定委員に二十二名の方に委嘱を行い、第一回策定委員会を開催いたしました。その中で委員会の公開につき審議・判断をしていただきました。その結果、委員の方々より、自由な発言を躊躇しかねない等の御意見で、委員会につきましては非公開、議事録につきましては、議事録作成の後、議事録署名委員により承認がなされた日以降に公開、委員会資料につきましては、各回ごとに委員会終了後に資料を提供し、公開することに決定いたしておりますので、御理解をお願いいたします。

すでに第一回委員会資料につきましては、要望に応じて資料の提供はいたしております。

○八番（野田紀子君） 別府は、県内第二の市なのですし、また市の公募にこたえて委員になられた方もお二人おられますし、市民の傍聴も許可されますように、策定委員会に再度お願いをしたいと思います。

続いて、施設サービスと在宅サービスについての質問に移りたいと思います。

まず、介護申請者の介護を受けたいという申請をしに来る方の掘り起こしと、窓口の対応に一言苦言を呈したいと思います。

別府市では、介護認定者率、介護申請をして認定された人の率が、他市町村に比べて非常に低くなっております。五十八市町村の四十四番目で一三％です。十一市平均の一五・六二％よりはるかに低くなっております。というのは、そもそも申請に来ていないのではないかとと思われるわけです。二期計画では、介護保険申請者の積極的な掘り起こしというのが必要なのではないでしょうか。実はその苦言のもとなのですけれども、東荘園の高齢者で男性でひとり暮らしなのですけれども、介護認定の申請ということで、やっとの思いで歩いて市役所まで行った。そしたら、歩いてこれたのなら認定されませんよと、介護認定申請を受け付けてもらえなかったとおっしゃるのです。もしかしたら、できるだけ受け付けないようにしているのではなかろうかと、その方は心配するのですけれども、掘り起こし策とこの心配については、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 申請者の掘り起こしをということでございますが、平成

十二年四月に介護保険が始まって以来、以降、現時点までの要介護認定申請の件数の月別の推移を見てみますと、平成十二年度の新規申請は、月に九十九人から百七十七人とばらつきが見られます。これは、制度の仕組みに対する利用者のふなれや戸惑いもあったのではないかと考えられますが、平成十三年度になりますと、新規申請が月に百五十件程度と落ちつき、徐々にふえてきております。これは、制度の定着化に伴い、制度に対する関心が高くなりつつあるとともに、介護サービスに対する情報等の周知が進んでいる結果であろうと考えております。

また、認定率につきましては、地域性もございますが、今後も市内の自治会や老人クラブ等に積極的に向き、説明会等を開催し、民生委員や介護支援専門員とも連携をとって、一層の制度の周知に努めたいと考えております。

○八番（野田紀子君） すみません、窓口対応のことを。

○介護保険課長（杉田 浩君） 失礼しました。なお、窓口対応も含めてきめ細かい対応と、個々の事情を十分に配慮するように心がけたいと思っております。

○八番（野田紀子君） では、十分な掘り起こしと、さらに注意深い窓口対応をしてくださるようお願いをしまして、次の質問に行きます。

介護サービスの需要と供給の見通しということについては、今後どうなのでしょう。

○介護保険課長（杉田 浩君） まず、在宅サービス利用者の利用状況を見てみますと、一番人気が高く利用者の多い訪問介護ですが、平成十二年四月の施行時の利用量から見ると、七二%と著しい伸びを示しております。次いで通所介護、通所リハビリテーションとなっているわけですが、それぞれ四七%、五一%の伸びとなっておりまして、全体的に需要は大幅な伸びを示しております。

次に供給面の状況ですが、著しい需要の伸びに沿うように、これも平成十二年四月から見ると、訪問介護事業所などは、七事業所が新しく開設しております。また、このほど通所介護、デイサービスの利用状況を調査いたしましたところ、十三年度の年間利用率は、定員に対し六〇・四%の稼働となっております。さらに、ショートステイの利用率を調べてみますと、四九・三%の稼働となっておりまして、今後も需要が伸びるわけですが、まだまだ十分にサービスを提供できる環境にあるものと判断しております。

その他、訪問看護サービスステーション、居宅介護支援事業者等在宅サービス事業も徐々に新設されておりますので、総じて需要と供給のバランスはとれているものと判断しております。

次に施設サービスの状況ですが、まず介護老人福祉施設、従来の特別養護老人ホームですが、平成十二年四月は、定員四百三十人でありましたが、現時点では四百三十八人と増床となっておりますが、入所者率は常に一〇〇%の状況でございます。したがって、当然、待機者の問題があるわけでございます。

次に、介護老人保健施設は、定員三百八十人に対し九〇・五%、介護療養型医療施設は、

定員三百二十人に対し九一・九%の入所率となっています。いずれにいたしましても、平成十四年度は、第二期介護保険事業計画の策定の時期となっており、給付の分析とともに別府市独自調査を実施することとなっており、この結果を踏まえ利用者の多様なニーズにこたえた総合的なサービスが提供できるよう、介護の需要と供給のバランスを図りたいと考えております。

今後の見通しですが、これまでの実績から判断しますと、十五年度以降も制度の定着に伴い、需要量と供給量は当然上昇していくものと推察していますので、常に状況を把握し、この制度の円滑な運営の確保に努めたいと考えております。

○八番（野田紀子君） それでは、その施設サービスの中の一つの特養ホームについてなのですが、三月議会では、特養ホームの待機者は七百三十五人で、二期計画を立てるについては、重複分などについても各施設と協力して精査していくということですが、こんなに待機者がいても、市としては、特養ホームは計画どおり達成したとして、これ以上の施設は不要という見解でございましょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

今後の介護保険施設の利用者の総数の見込みにつきましては、厚生労働省は、平成十九年度における六十五歳以上人口のおおむね三・二%を標準として、地域の実情に応じて定めることが適当であると、参酌標準の基本的な考え方を示しております。これを別府市に当てはめると千十九床で、現在施設の合計では千百三十八床で、数の上ではクリアしていると考えております。今後の施設整備目標でございしますが、今年度の介護保険事業計画策定とあわせ大分県、別杵速見圏域との協議・調整が必要かと考えております。

○八番（野田紀子君） ゴールドプランではその施設在宅に入るのでしょうが、グループホームが九十七人の目標に対して、現状は一カ所九人となっておりますが、二期計画でこのグループホームは、どうふやされるのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

少人数のグループホームによる共同生活によって互いの生活の質を高め、地域社会で自立していく形の痴呆性高齢者のグループホームの件でございしますが、介護保険事業計画の中で平成十六年度目標人数が九十七人となっています。現在まで、九人定員で一施設が運営を行っている状況でございましたが、今年度の国の補助金の締め切りの段階でほぼ目標人数に計画人数が達した状況でございます。

○八番（野田紀子君） グループホームへの入居によって痴呆の高齢者の痴呆の進行を抑えることができるそうですし、施設という規則のあるような中で痴呆のお年寄りが暮らすよりも、家庭的な雰囲気グループホームでお年寄りが暮らすということで痴呆の進行を抑えることができるということがあります。二期計画でこのグループホームをふやすというのは、よいことと思っております。

引き続きまして、次に特養ホームの待機者が、現在大勢おられるわけで、これからもさ

らにふえそうなのですが、この参酌標準というのが、どうも高齢者の生活の実態とかけ離れた数字のように思えてなりませんけれども、これまで私ども、再々特養ホームをふやしてくださいということをごをここでもお願いをしてまいりましたけれども、県に対する要望は、圏域の調整会議などでも切実な高齢者の声だとして、増設をしてくださいという声が反映されていたのでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

施設整備につきましては、ただいま介護保険課長が答弁したとおりでございますが、いずれにいたしましても、施設整備につきましては、介護保険事業というその事業が、保険方式で運営されております。その関係から在宅サービスと施設サービスとのバランス、また運営における財政上の財源の問題等、別府市だけで解決する問題ではございませんので、再度国・県に対しましても、財源上の問題等も含めまして要望していきたいというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） ことし四月から診療報酬が改定されまして、六カ月以上の長期入院をすると、入院費の一五％が保険から外されて自己負担になるということになっております。これでお聞きしますと、大体七百人余りのお年寄りが対象になるそうなのですが、ことし十月ごろにその病院を、入院費の一五％を保険から外すのだから、自分で払わなくてはならないようになるのですが、そうすると、ことし十月ごろに退院せざるを得なくなるお年寄りというのが、どこに行ったらいいのかということになって、それは本当に切実な問題ではないのでしょうか。行政としても明らかに特養ホームの待機者がさらにふえるという事態が出てくるわけですが、それをどうされるのでしょうか。

もう一つ、私ども実際に話を聞いたのですけれども、この方は、幸いにも特養ホームに入所しておられたのですね。そしたら、お年寄りのことだから病気になって一週間入院をされたわけです。もっと入院していたかったのだけれども、とにかく一週間入院をした。そしたら、一週間たった途端に、その特養ホームの方から電話がありまして、もうあなた、一週間入院するから、実はホームの方は退所してほしい、出てほしいと言われたわけです。どうしたらいいのでしょうかと相談がありました。退院したら行くところがないのです、どうしたらいいのでしょうかと相談があったのです。施設への介護報酬というのが、利用者が入院などすると六日分しか介護報酬は出ませんから、施設としても報酬の入ってこない空きベッドは置いておくというわけにはいかないのです。現実に出て行ってもらって次の待機者を入れるというのが現に始まっているのではないのでしょうか。介護保険の施設というのではないのですけれども、養護老人ホームなども含めまして、高齢者の受け入れ施設の拡充を本当に検討しなければならないのではないのでしょうか。

私どもの平野議員団長が三月議会で質問いたしました、その質問に答えての答弁で、介護保険導入によって市の持ち出しが三億円浮いたという答弁がございました。福祉予算のための三億円が浮いたと答弁がありました。「福祉のまち別府」だというのは、そん

な予算は、高齢者の身になって福祉予算に充当してこそ「さすが別府だ」と言われるのではないのでしょうか。このような福祉予算の使い方につきまして、部長、一般的なことでもいいですから、考え方をおっしゃってください。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

三億円の件でございますが、確かにその部分だけを見れば三億円というふうに出てくるわけでございますが、高齢者福祉課の問題、それから国保の老人特会の会計だけであれば、そういうふうな数字が出てきますが、他の福祉予算を見てみますと、例えば十二年度決算と十三年度決算の比較で生活保護関係の一般財源では、約七千五百万円ふえております。また保健医療課関係では二千九百万円の増加、老人特会の一般財源部分では約一千万の増加、それから児童福祉課関係では、十三年度に約一億一千万の補正をしております。その中の一般財源部分というのは約二千五百万、こういうふうに福祉の予算はどんどんどんどん膨らんできております。ですから、今言われました三億円の分もこういうふうにあつた分に支出をしておりますので、議員さんの御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○八番（野田紀子君） 何かお話を聞いておりますと、限られた福祉予算を弱者同士で何とか分け合っているというふうに聞こえるのですけれども、そういうことではちょっと困るのではないのでしょうか。福祉に携わる部局では、もっと大所高所から市の財政のむだを省いて、市民の暮らしと命を守る立場に立っていただきたいと思います。

さらに、もしこれが市の財政で支え切れないのなら、声を大にして国に、もっと予算を出せ、と言うべきではないのでしょうか。現に介護保険が始まってから、国が高齢者の福祉に出していた予算、半分を負担していた予算でも、介護保険になったらそれが四分の一ということになって、国はかなり福祉予算……かなりではない、相当に福祉予算を削っているわけですから、限りある福祉予算を取り合う、取り合うというか、そういうことにならないように、暮らしと命を守る立場に立っていただくということを強くここで要望をしたいと思います。

引き続きまして、老人保健福祉計画につきまして、質問をいたします。

介護予防生活支援事業につきましての質問です。別府市では、六十五歳以上の人口が、およそ二万九千人と聞いていますけれども、そのうちのひとり暮らしの人数ですね、それとまた、寝たきりの方というのは何人くらいおられるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

四月一日現在の六十五歳以上の人口につきましては、男性が一万一千二百六十二人、女性が一万八千七十二人、合計二万九千三百三十四人でございます。その中で、おひとり暮らしの方は五千四十九人ございます。また、在宅で寝たきりの方々は二百二十九人となっております。

○八番（野田紀子君） そうしますとひとり暮らしのお年寄りは一七%もおられるわけですが、お年寄りの願いというのは、とにかく元気で年をとり、介護をしてもらわず、「び

んぴん、ころっ」というのが理想だとおっしゃる方すらおられます。介護利用料は、どうも下げてもらえないらしい、施設もふやしてもらえないらしいとなると、二期計画で本当に大事なのが、介護予防事業、介護保険にかからないで済むための対策というのが、本当に必要になってまいります。高齢福祉課では、介護予防、生活支援事業など、今後どのように考えて事業を進めていかれるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

高齢者福祉課といたしましては、平成十三年度より、新規事業として介護予防事業の一環として、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室、転倒骨折予防教室、痴呆予防教室を地域型支援センターにお願いして実施しています。このような介護教室を実施することにより、一人でも多くのお年寄りが、健康を保つことで生き生きとして輝いた生活を送っていただきたいと考えているところでございます。

○八番（野田紀子君） その再々開いておられる介護予防教室の実施状況と生活支援事業の今後の予定について教えてください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

介護予防教室の実施状況につきましては、平成十三年度は、幸町公民館から始めまして、老人憩いの家友楽荘、地域の公民館などで開催され、二十五回を数え、約千人を超える方々が受講されています。これは、現在十四年度も実施しています。

また、生活支援事業につきましては、配食サービス、軽度生活援助サービス、生き甲斐活動支援通所サービス、緊急通報システム、生活支援短期宿泊サービス、老人福祉電話対応などに多くの方が取り組んでおります。

○八番（野田紀子君） 在宅で寝たきりの方々というのが、二百二十九人とおっしゃいましたけれども、このような方々や、また障害者、病弱な方々を含む高齢者サービスとして、国が介護予防生活支援事業というのを、十幾つメニューがございますが、再々三月議会でも申し上げましたけれども、その中でも訪問理美容サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスなどの事業がありますが、別府市として今後、このたくさんある国が認めたサービスの中でも特にこれに取り組んでいただきたいと思います。

私、八十歳代の御夫婦をお訪ねしたことがあります。奥さんは寝たきりで、御主人が実は下の世話までしておられます。このお宅というのが、同じ敷地に、同じ大家さんが、南側に四階建てのビルを建ててあるのです。東側には二階建てのおうちがあって、西には四階建てが今建築中、北側だけが同じ平屋で空いているのですけれども、したがって日光がほとんど当たらないのです。寝たきりの奥さんのお布団を干すこともできません。仮に干す場所があっても、重い布団をさおにかけるというのは、これはもう本当に八十を越したお年寄りにとてもできることではありません。これは、障害者であっても同じことと思います。奥さんは寝たきりになって一年。お布団を干すといっても、ちょっとだけ日が当た

る縁側の方に自分のお布団を引きずっていくというありさまで。美容院で髪を当たるところでもないのですが、それでも訪問看護で久し振りに寝たままで髪を洗っていただいて、本当に気持ちよかったと感謝をしておられるのです。その奥さんがおっしゃるには、パーマをかけたいとは言いません。きちんと美容師さんに髪を切ってもらえたらどんなにうれしいかと、しみじみおっしゃいました。どんな年をとろうと、例え八十になろうと九十になろうと、やっぱり女性はきれいにしていきたいのですよ。家の中で寝たきりになっても、さっぱりしたい、きちんとしていたいと、そうだれでも思うのではないのでしょうか。そして、きれいになって、見た目におかしくないヘアスタイルになってこそ、リハビリでも行こうという前向きの気持ちになるのではないのでしょうか。訪問理美容サービスと寝具洗濯乾燥サービス事業に今後ぜひ取り組んでいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

現在、訪問理美容サービス事業につきましては、十三年度、大分県全体の取り組み地方公共団体は、大分市、弥生町、直川村の三カ所となっています。また、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業は、津久見市を初め三市十二町三村の計十八カ所で実施しているところでございます。これらにつきまして、別府市といたしましても、今後、新老人保健福祉計画の見直しで、策定委員会においてまた討議していただきたい、このように考えているところでございます。

○八番（野田紀子君） 床屋さんからなんですけれども、床屋さんと美容師さんなのですが、出張床屋とか出張パーマ屋とかをぜひさせてほしい。長年のお客さんが、だんだんだんだん年をとって、おまけに寝たきりになってしまって、お客さんは減るし、店の方も大変困っているという声も聞いております。ぜひ実現していただきますように、重ねて要望をしまして、この質問を終わらせていただきます。

引き続きまして、保険制度の充実についてです。

寝たきりをつくらないための骨粗鬆症の検診、私ども、長くお願いをしてまいりましたが、実現をしていただきまして、検診が受けられるようになって本当によかったというたくさんの方の女性の声も聞いております。もう三回ほど検診の機会があったようにありますが、現在まで受診者数は何人だったのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本日までに三回実施いたしましたけれども、五月二十七日のレセプションでは二百十二人、五月三十一日のＪＡ本店では百三十五人、六月十九日のＪＡ亀川では百九十九人の、合計五百四十六人が受診しております。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。

引き続きまして、保健士数と栄養士のことについて質問をさせていただきます。

保健士数は現在何人で、今年度の募集予定数、そしてまた、毎年ふやしていただいてい

るようでございますが、最終的に何人までをふやされる目標でしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

現在は、保健医療課が八名、障害福祉課が一名、それから介護保険課が一名の合計十人で、プラス保健医療課に嘱託保健士が三名で、合計十三名でございます。

今後の採用計画でございますが、市報六月号の職員募集の中に、保健士若干名を募集いたしております。今回の募集内容は、昭和四十八年四月二日以降に生まれた方で、保健士免許は、平成十五年五月三十一日までに取得見込みの人となっております。

それから、基準、何人までということでございますが、適正人員の算出につきましては、いろいろな方法があり、確定的なものはございませんが、地方交付税算定費用の積算では、標準団体で十五人となっております。

○八番（野田紀子君） 何と申しまして介護予防ですね。介護を受けるようにならないための介護予防の中心的な担い手というのが、保健士や栄養士かと思います。保健士も毎年増員をしていただいていますけれども、依然として人口比では県下ではまだ最低です。栄養士の方も、隣の日出では、日出町の正規職員になっておりますけれども、別府の場合は正規職員でもありません。高齢者、特にひとり暮らしでは栄養面まで考えての食事をつくるというのが、なかなか困難になっております。保健士と栄養士が、高齢者のお宅を訪問して、高齢者の健康と、さらに偏らない食事についてのアドバイスをするためには、市の保健士と栄養士の体制というのは、余りにお粗末ではないでしょうか。日出町並みに人口五千人に保健士一人とすると、別府市の人口では二十三、四人になります。保健士数の最終目標を二十三、四人にして、栄養士も、ぜひこれは定員にしていきたいと思いますと思いますが、この点いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

現在、嘱託栄養士が一名勤務しています。保健士も、栄養士もそうなのですが、地域保健法で市町村の責務の中に、保健士や栄養士などの人材の確保となっております。栄養士につきましても、保健士同様、関係課に必要性を理解していただき、適正人員確保に向け努力したいと思っているところでございます。

○八番（野田紀子君） ぜひ増員、定員化をよろしく願います。

引き続きまして、学校図書館についてでございます。

まず、学校図書館の予算措置なのですが、平成五年に学校図書館図書標準というのを当時の文部省が決めまして、学校図書館の蔵書数を、義務教育の小・中校ですね、学校図書館の蔵書数をその標準に引き上げるために交付税が措置されておりますが、別府市において標準蔵書数と実際の蔵書数、どうなっているのでしょうか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

基準蔵書数につきましては学級数で決まっておりますが、小学校の場合、これが平成十四年度で十二万七千七百二十冊、それから中学校で八万二千八百冊となっております。そ

れから実際の蔵書数でございますが、小学校で十万八千九百五十二冊、それから中学校で七万二千二百六十六冊となっております。

○八番（野田紀子君） そうしますと、その文部省の標準に比べますと、小学校で一万八千余り、中学で一万余りの本が不足しているということになります。ことし四月に、文部科学省が、公立義務教育学校の図書購入についての通知で、今年度から五年間にわたって全国で総額六百五十億円、今年度は百三十億円が措置されることになりました。小学校は、十八学級当たり四十一万八千円、中学校が、十五学級六十七万円を地方交付税で措置するとなっておりますが、用途を決めない地方交付税ですので、別府市ではどの程度図書購入費として使われているのか、各学校への配分、どうなっているのか教えてください。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

交付税の算入額、それから予算に今回計上している額、比較いたしますと、交付税の算入額でいきますと、小学校で四百六十二万一千円となっております。中学校の場合、四百十五万四千円となっております。実際に配分する額でいきますと、平成十三年度では、小学校で四百四十七万六千円、中学校で四百四十八万六千円となっております。昨年の十二月に子供読書活動の推進に関する法律、これが施行されましたことによりまして、十四年度予算では小学校で五百十二万二千円、それから中学校で四百七十一万九千円と、児童生徒数の減少や事務事業の見直しを行う中で学校図書費、学校へ配分する図書費について上乗せして配分したところでございます。

○八番（野田紀子君） この地方交付税が、なかなか図書費に予算化されないという市町村もあるやに聞いております。別府市は、上乗せして予算化してあるということで、安心をいたしました。

引き続きまして、司書、司書教諭についての質問です。

学校では、読み聞かせなどの読書活動、また朝読書の指導がありますけれども、その現状について教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校図書館利用としましては、学級ごとに取り組みます読書の時間、それから本年度から本格的に実施しています総合的な学習の時間などの調べ学習などがございます。また、小学校では、半数以上の学校で保護者によります読み聞かせが、週一回程度の割合で実施されています。また、中学校では、自主的に朝の読書活動に取り組む学校が半数近くございます。

○八番（野田紀子君） 学校図書館法が今度改正されまして、来年度から学校図書館に司書教諭を配置しなければならないとなりますけれども、この配置はどうなりますでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校図書館法の改正によりまして、平成十五年度から司書教諭の配置が義務づけられる

十二学級以上の学校でございますが、市内の小学校では十二校、中学校が六校の、合わせて十八校でございます。現在、来年度に向けまして、司書教諭の有資格者と、それから本年度中に新たに資格を取得する司書教諭を含めまして、一校当たり複数の司書教諭の確保を目指して取り組んでいるのが現状でございます。

この司書教諭でございますが、司書教諭の講習を終了した教員でありまして、子供たちや教員に対しまして、積極的に図書館や資料を利用するよう働きかけることが、最も大事な任務であると考えています。

○八番（野田紀子君） 学校図書館の運営の中心になるのが司書教諭と思いますが、それが専任で配置されるのか、それともクラス担任などの兼任になるのか。そして、さらに十一学級以下ですね、十二学級にならない学校にはその配置はないのか、お答えをいただきたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

図書館運営の中心的な役割を担います司書教諭は、専任で発令配置されることが望ましいと考えますが、ただ、教職員の定数などは定数法で定められていますので、現段階では兼任になると理解しています。

また、十一学級以下の学校につきまして、その司書教諭の配置でございますが、今回の法改正では、十一学級以下の学校においては当分の間、司書教諭を置かないことができる、とされていますが、司書教諭を置いてはならないとは理解していません。

○八番（野田紀子君） 司書教諭は、ぜひ専任にしていきたいと思います。今でさえ先生方は……（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後三時 四分 休憩

午後三時二十四分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○六番（池田康雄君） 「おはようございます」ということで始まる予定時刻が、ちょっと下がりました。議事進行に協力をしたいという気持ちを持っているということを表明して、質問に入りたいと思います。

昨年十三年度の当初予算で統合校の建設の動きが、予算計上されて基本計画設計三百万、それから実施設計委託料三千二百九十六万余りが計上されて昨年度出発したわけですが、その間、統合校の場所決定あるいは校名決定等々についていろんな論議がなされ、三月を迎えたわけで、南小学校が平成十六年度ですかね、出発できるような段階まで来たわけで、それはそれでひとつ喜ばないと思っておるわけですが、本当に教育委員会は、この新南小学校を二十一世紀にふさわしい学校づくりということで進んできているのだろうかというふうに思うと、幾つかのところで大きな疑義を感じておるという観点で幾

つか質問していきたいというふうに思います。もう一回言いますが、私としては議事進行に協力姿勢はある、協力する姿勢はあるということを繰り返しておりますので、議事進行できるように速やかに正面からの確な答弁をよろしくお願いしたいと思いますが、まず、先ほども言いました基本設計委託料三百万、それを発注した時期、それが戻ってきた時期、あるいは基本設計に基づいて実施設計を委託した時期、それが返ってきた時期、その時期をそれぞれ明確にしてください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

基本設計、実施設計の発注の時期と戻ってきた時期はいつかということでございます。お願いしたのが、平成十三年十二月にお願いいたしました。そして、私どもの方に届いたのが、平成十四年三月、こういうことになっております。

○六番（池田康雄君） もう一回お願いします。基本設計を委託したのはいつ、戻ってきたのはいつ、それから、基本設計が終わっているんな検討を加えて、実施設計に最終委託したのはいつ、そして、それが戻ってきたのがいつ、あるいは戻ってくるのがいつごろの予定というようなことが、場合によってあるのかもしれませんが、もしあれば。二つに分けて的確に答えてください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

先ほどの御説明で足りませんで、申しわけありません。基本設計と実施設計は、同時にお願いしたということでございます。

○六番（池田康雄君） そういうことがあってあられるのか、あっていいのかという以前に、あってあられるのかというような気がするのです。それでは、お聞きします。基本設計というのは、どういう性質を持った設計だと認識しておるのですか。

（答弁する者なし）

○六番（池田康雄君） なかなか専門外で、教育畑が専門の方が多い教育委員会ですから、なかなかその辺の答えが的確にできないのかと思いますが、できないから何をしてもいいということにはならんのですよ。いいですか。平成十一年の八月に、私たち議員に全員協議会の席で学校統合という話が、こういう過程の中で進んできた、今後こういう過程の中で進めていきたいというときに、その資料の中で当時の参事は、どのようなものをこの資料の中に入れておるかということ、第一次中教審答申のある要綱を若干修正しながらつくったものが載せられておるのですよ。そういうものを見ると、だれもが本当に、今までかつてない新しい学校というものをつくると言っておるのが、つくりたいと言っておるのだ、だから統合というのは意味があるのだ、賛成してくれというような流れの中で進めてきておるのです、教育委員会は。そうでしょう。そうして言ってきておる。

基本設計というのは、大体こういうような空間の中にこういうものをこのような位置でつくりたい。そして、そのときにももちろん事前に幾つかのこういう要望事項は、取り入れたものをもちろんつくってほしいというような形の中で設計委託するのだと思うのですが、

そういうものを当たって改良されるものが当然だというのが基本設計なのです。それをもとに、より議論をし、それをもとによりいいものをつくっていくために、何にもないと話ができないから、そのベースになるものが基本設計なのです。この私の認識が間違っておるかどうか、それだけ。建設部長、ちょっと。プロですから。

○建設部長（由川盛登君） はい、そのとおりでございます。

○六番（池田康雄君） とすれば、基本設計と実施設計を同時にするなんというようなことにならんでしょう。わかりますか、僕が言っておるのが。そうでしょう。

そうして、さっきの、全員協議会の中で中教審の一次答申の中でどういうふうに言っておるかということ、文教施設のインテリジェンス化と、それから開かれた学校施設整備というような項目が、大きな柱として出てきておるわけですね。そうして、当時の担当参事は、あらゆる機会にこの統合の話をしますと、「開かれた学校施設設備」それから「地域との交流」というような、もう、それこそ絶対に欠かすことのない表現として使ってきたわけです。そして、私たちに示したその資料の中には、環境教育教材として太陽熱の利用、ソーラー街灯、雨水利用、透水性舗装なんていうような項目も、これからの学校というものをつくるときには考える大きな要綱なのだというような一つの目安というのですか、基準というものを示しながら、できるだけそれに沿って新しい学校をつくっていきたい、こう言っておるのですね。

そして、こうも言っておるのですよ、こうも言っておるのです。全員協議会の中で、これから学校をつくるときは、今は国の基準で一区切り六十三平米の教室になっている、それでいいのだろうか。そして、教室は黒板といすが中心ですけれども、もっと違ういろんな形のものがあっていいのではないか。これからはコミュニティーの場である。そのためには廊下が真っすぐあるような校舎では困りますよというふうにして、そういうことを考えて、今素案を策定中でございますと。これは十一年の八月なのです。僕は、聞きながらびっくりしましたよ、真っすぐな廊下を批判する人に今まで出会ったことなかったからね。真っすぐな廊下なんて、今からの子供たちのコミュニケーションなんかいうのは、真っすぐな廊下なんというのはどうなのだ、問題がありはせんかというようにところまでも含めて考えておる。これはすさまじい学校ができるぞと、そういうふうに僕は思った。

もう一回お尋ねしますよ。基本計画が出てきた。その後、その基本計画をもってどういう組織、どういう団体、どういう部署からその基本計画の是非を検討する知恵をいただきながら実施設計に移ったのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

基本設計ができてから、その後どういう組織を立ち上げて検討したかということでございますが、そのできた後、組織を立ち上げて検討したということはございません。設計に入る前に、各方面からの要望等がございましたので、その要望等をできる限り取り入れまして、設計の段階でお願いをしたということでございまして、その後、部内におきまして、

そういうことが生かされているかどうかということを内部でチェックしてきた、こういうことでございます。

○六番（池田康雄君） 基本設計に委託するまでに幾つかのところで要望等を拾い出した、そしてそれを委託した。そして、その要望等が生かされたかどうか内部で検討したと。あなたたちの中のどのグループにそういうものを検討して、これで間違いないと判断する集団がおるのですか。どこにおるのですか。だれたちがするのですか。そういう集団が内部におるのですか。内部にあるのですか。二十一世紀の別府にいまだかつてない学校をつくる、そういうものを検討するような能力を持った集団が内部におるといえるのですか、あるといえるのですか。そう言いたいのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

「内部の集団」ということでは、とらえ方がいろいろあるかと思いますが、「それぞれの担当者」という意味で申し上げました。そして、それは、各方面からいただきましたいろんな要望等、本当にその中に生かされているか、あるいは生活しやすいものになっているか、地域に開かれた学校であるために、本当にそういうものが、地域の人たちのための施設、こういうふうになっているかということを検討したということございまして、集団がどうのこうのということではございません。

○六番（池田康雄君） はい、ごめんなさい。その「集団」とは言わなかったというなら言わんでいい、「担当者」と変えてもいい。それなら、そういう担当者。どの担当者がどういう能力を持っておるのか、個別にこの人なら大丈夫ですという人がおるのですか。二十一世紀の新しい学校。いいですか。

そして総務課長は、昨年八月九日か、委員会が校区検討委員会だったのか、もう準備委員会に入っておるのか、その辺の時期的なところが僕は定かではないのですが、ある場所でこういうことを言っていますね。大分市の下郡の小学校に行ったと。そして、その小学校の様子を、あなたは多分ＯＨＰで写したりしたのでしょう。ビオトープに雨水を利用したり太陽光の発電も実際にやっていたと、その学校は。そのような取り入れも今後検討していかなければならないと思いますと。給食の残滓を堆肥にするコンポストを検討していく課題、そういうようなことも課題として持っています、というような趣旨のことを言われておる。そういう、まだ私、図面さえ見させてもらってない段階ですから、何とも言えんのですが、そういうようなのを検討の結果、うまくきちっと、課長、入ったのですか。

○教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

今の件につきましては、昨年の校区検討委員会第八回、最後の校区検討委員会だったと思います。その中でそういうふうな発言を確かにしております。検討した結果につきましては、敷地の問題等ありまして、一部取り入れられてないものがあります。

○六番（池田康雄君） いいですか、もう一回繰り返しますよ。今までの学校は、子供の

集団と教職員集団が、生活する空間としてつくられてきたのです、二十世紀の学校は。いいですね、間違いありません。ところが、これからはそういう教員集団、生徒集団、その相互の空間として見るだけではなく、やっぱり地域の人たちをもいろいろ共有できる空間を、学校というスペースには必要だという認識で新しい学校をつくらなければならないというところを出発をしているのが、南小学校なのです。それには、平たく言えば、いろんなところからいろんな知恵を、時間をかければいいというものではないにしても、私は、半年や三カ月や一年はかかっても、一つもおかしくありません。おかしくないと思うのです。現にこの五月でしたか、総文の先輩委員たちと一緒に私もその学校の統合のところで視察に行きましたら、校名とか場所の問題はすぐ簡単に決まったと。ところが、どんな学校にするかという話になると、いろんな意見が殺到して二年もかかったというのです、それだけに。そして、当初三十二億の学校の予算で考えておったのが、その要望を聞き入れながらつくったら四十二億になったというのです。そのようにせよということを言っておるのではなくて、そのぐらい新しい世紀に新しい学校をつくろうということになれば、それなりの体制の中で取り組んでいくということは、至極当たり前のことなんでしょうと。それを何か今までつくった学校と大して変わらんようなところ、今までの学校でもそんなことを簡単にしておったのかな、部内の担当者が、基本計画が出てきてチェックして、要望が盛り込まれておるのか、お、盛り込まれておらん。これをちょっと言ったら、ちょっと入れてくれた。それでよしとしてきた。そういうような今回処理の中でこの南小学校を取り扱おうとしている、そんなことでいいのですかと言っておるのですが、今の段階で教育長なり教育次長なり、ありますか、今の段階で。なければ、まだ自分でやりますけれども、いいですか。はい。

私は、そういうような、教員にもいろいろな教科の専門家がおるように、人間にはいろんな専門家がおるわけですから、その専門分野の知恵をかき集めるような懸命さが、やっぱりどうして持てないのかな。どうして持てないのかな。だから、本当にその辺を一生懸命検討しておったら、今から言う項目の僕の質問なんかには、ああ、それはこうですよ、ああですよ、速やかに答えてもらえるのですが、この中のどれぐらいを答えられるのですか。例えば今までの小学校、今までの中学校、いわゆる今までの二十世紀の学校であったプールはこうであった。今までの学校の図書館はこうであった。音楽室はこうであった。体育館はこうであった。ところが、今回新しいことを考えたがゆえに、そういうものはこういうふうに形式的にも変わったし、空間的にもこう変わったし、設備的にもこう変えていこうとしているのですよというところが、具体的に出てくるのですか。

それから、ちらっと漏れ聞いたところでは、あっちとこっちとここには冷房をするけれども、まだまだ全体的なところから基本的にはクーラーなしの二十世紀の学校と同じようなパターンを踏襲するのだというのだけれども、僕は、二十一世紀のということを言うのなら、二十一世紀の学校において冷暖房施設を完備することは是か非かというようなこ

とだけでも、非常に大きな柱になる内容ではないかと思っておるのですよ。だからこそやっぱり、それでは電気をどうするか。それなら太陽熱は利用できないかとかいうような、そういうような論議というものが、どこかで出てくるべきだと思ひ、そういうようなプロセスの一切が見えてこない。それはそうでしょう、担当者だけがちょこちょこっと検討した。だけれども、もう一回正直に教えてください。基本計画が出てきて、その基本計画からどのぐらいの時間がたって、よし、ゴー、実施設計に移ってくれと、こういうふうになったのですか。その期間はどれだけあったのですか。同時だなんかいうような話になるから……。どのくらいあったのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

期間ということですが、同時にお願いしたということでありまして、それからどれくらいたったかということは、承知しておりません。

それから、先ほど議員さんがおっしゃいました新しい学校についてのことでございますが、最初にいわゆる統合校、南小学校でございますが、この基本目標といたしまして、新しい学校ということで、「学び、語る楽しみと地域の風の行き交う学校」と、こういうふうに大きな基本目標を立てまして、では、その中で学び、語る楽しみ――二十一世紀に向けてですが――あるいは地域の風の行き交う学校というのを、どういうふうに考えたかということ、ちょっとお時間をいただいて説明させていただきたいのですが、まず……（「ごめんなさい、お時間がありませんので」と呼ぶ者あり）

○六番（池田康雄君） ちょっと進行に協力するのですね。というのは、そういうようなことを説明させてもらいたいぐらいの中身があれば、その中身を早く説明してくれば、この議会で聞かんでも済む、議場で。説明がないから、僕は今、この話をしておるのでしょうか。そうでしょう。その中身があるのなら早く聞かせてくれれば。いいですか、とにかく、それでは地域の人が行き交う。いいですか。今までの学校は、教員と生徒の空間だったのですよ。だから基本的には学校なんというのは、駐車場なんというのは、ほとんど確保されてない空間なのです。空いたところに教員の車を入れる。しかし、地域の人たちが来るというのなら、それではそういうための自転車だとかバイクだとか駐車場だとか、そういうようなことはちゃんと完備しているのか。完備といったら語弊があるけれども、少なくとも全く今までの学校では配慮されてなかったけれども、土日や長期休暇中は、地域の人たちに利用してもらおうのであれば、そういう人たちがいわゆる寄りつきやすいような空間にするためのやっぱり配慮というのが要るのでしょうか。というような、それもこれもあれも、とにかくいろんな人たちの知恵をかき集めるというような行為が、どうしてできるの。基本設計から実施設計までいったら何ぼかかったのかと言ったら、言えません、聞いてません、わかりませんでは、そんな段階ではないのですよ。基本設計というのがあったら、それをたたいてたたいて、たたいて、そして実施設計に移るのでしょうか。その認識が、僕の認識が間違っていないと、部長さんも確認してくれたではないですか。何でそんなこと、

それがなしに、一生懸命新しい学校をつくりましたと。

そして、今話を聞きましたら、十二月に設計委託をして三月に。僕が学習しておる知識では、大体基本設計があの規模なら、大体三カ月はかかるだろう。それから数カ月置いて実施設計を頼んだら、実施設計というのは、やっぱり六カ月ぐらいはかかるのではないかというふうに僕は聞いておるのですが、基本設計が三カ月、実施設計が三カ月、そしてその時期が重なっておるなんというの、そんなばかなことを聞けば、基本設計というものを一つも吟味してないということなのですよ、イコール。それはどういうことを意味するか。そういうような学校をつくらうとしていて、あなた、もう建つころは私は任期がないのだなんか、間違っても思っておらんだろうな、教育長。何かこれは、僕はおかしくてたまらんですが、いかがですか。

○教育長（山田俊秀君） お答えします。

今、六番議員さんからお話がありましたけれども、私は、これまでそういう公の、特に公教育だけではなくて公のそういう設備をつくるときは、二十年間たった後も、ああ、すばらしい建物だなと言われるような建物を建てなければいけないぞというのを、ある専門の方から聞いたことがあります。私自身もそういう意味では、いいかげんなつもりでこれに取り組んだつもりはありませんし、とにかく地域の方々、あるいはそれを利用してもらう方々には喜んでもらえるような使い勝手のある、そしてそれが二十年ぐらいたっても、ああ、すばらしい学校だなと言っていただけのような校舎建築をと思って取り組んでまいっております。

○六番（池田康雄君） あなたは、僕が怒りに狂わんばかりにして必死に言っておることを聞いてくれておったのかな。そういうような、あなたが言うような、口で一生懸命いいものをつくらうというような誠心誠意取り組みをしておるようには、全く見えませんよと。そういうことの取り組みになってないでしょう、なぜならば、ということで、今二十七分かかったのですよ。それを僕の話、今の段階で「努力しました」なんか言われると、ちょっとむなしさを通り越したのですが。僕は、やっぱりものすごい誤解を恐れずに言えば、これは当初の予定を一年ずらしても、やっぱり本当に悔いのない、そしてよりいいものをつくるのならば、やっぱりそういう大きな過ちを是正をした再度取り組みをして、そしてせっかくのチャンスをよりいいものにしていくなりの、それほど大きな僕はミステークというか、道順を踏み外した今回取り組みをしておるのだということを指摘したいわけです。だから、実施設計まで終わって、それをひっくり返すなんか、もし例えば言えば、だけれども、業者は、何考えておるのかいということになるでしょう、業者の常識にはないですからね。その実施設計が済んだ段階はもうあたらぬというわけで、そのかわり基本設計というものをそれだけ前もってやって、もうそこが何で、当然踏むべき、そして校名も大事ですよ。そしてどこにやるのかも十分地域の声を聞きながら進めるのは大事ですが、それと同じ、あるいはより以上に大切なのは、中身ですよ。その辺のあなたたち、価値観

が全く正しく持ててなかったのではないかと指摘するぐらい本末転倒ですよ。あれで忙しかった、これで忙しかったと言うかもしれんけれども、そんなことで言い逃れができるような中身ではありませんよということを強く申し上げて、議事進行をしたいと思います。

次に、この跡地利用について。当然二校を一校にすれば、一校の空き地が残るわけですね。それは、空いたところをどうするかというような議論が当然出てくるわけですが、私個人的には、そういう学校で出てくるだろう空き地は、市内に点在しておる空地等を勘案しながら、そこを何にするべきなのかという論議・議論・検討が要るのだろうというふうに個人的には思っておるのですが、この跡地、とりあえず今回出てきた、出てきそうなこの跡地についての利用というものの検討は、どの程度進捗しておるのですか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

跡地利用のことですが、現在、南小学校として使用中であります。二年後の四月には新しい校舎での学校生活を予定しておりまして、この跡地活用については、現在のところはまだ何も検討は加えておりません。ただ、この件については、教育委員会だけで判断できるものではない、全庁体制で考えていかなければならないと思っております。ただ、その中で、多くの市民の方々の御意見をお伺いしながら検討していかなければならないものと、こういうふうに考えております。

○六番（池田康雄君） 全庁体制が必要ならばもちろん全庁体制で、とにかく全庁体制で取り組むことも会議の中で聞いておりますと、いろいろたくさんあるそうではありますが、それぞれ効率よく真剣に話の中身が前にずるような話を計画的にやっていただきたいというふうに、その件は要望しておきます。

また今回、南・浜脇を、結果的には南小学校として統合したわけではありますが、十一年の全員協議会前後の話では、北小・野口、西・青山も同じまな板の中にすでに乗っているわけがありますよね。そして、盛んにそれらの統合については、当時から、そして今も、もうちょっと南小の推移を見守ってというようなことを過去も言ってきたし、今も言うのだろうけれども、僕はそれはおかしいと思いますよ。僕はそれはおかしいと思う。もうある程度の段階、次の段階は始まっておかねばいかん。そして、今度新たに校舎ができる段階になったら、また南小学校の校舎等の使い勝手だとか問題点だとかというものを生かすのは、何ぼ生かしても構わんけれども、もっと推移を見なければ次が始められんということにはならん。絶対にもうすでに始めておかねばいかぬ部分は持っておる。それをそういうことでもって何か今、何もしてない状態で推移しているのですが、少なくともその取っかかり、取っかかりはいつ、どのような形でという計画があるのですか、ないのですか。ちょっとその点について教えてください。

○教育総務課長（安部 強君） 一期目の南小と浜小の統合については、地域の方々のおかげでこの四月に統合いたしまして、無事開校したような次第でございます。大変市民の方々、地域の方々の御協力を得たということで、深く感謝申し上げている次第でございます。

す。

二期目、三期目につきましては、今議員さんがおっしゃったように、当時、一期目の推移を見て決めるということでしたが、私どもとしましては、今後の統合計画について、一期のときのように統合校の具体的なことが決まっておりました。そのため、本年度としては第一期の取り組みを見直して、今後の統合計画に生かしていくための委員会なるものを立ち上げまして、残りの四校についてどうあるべきかということを検討してまいりたい、こういうふう考えております。

○六番（池田康雄君） 推移を見て、推移を見てという、そういう段階からまだ半歩も進んでない段階だということですが、とにかくできることは早目早目に計画を持って、とにかく行き当たりばったりに大切な、一方では教育というのは大事なのだ、子供は次代の宝だみたいな、そんなことを言いながら、やっておることはそれとは裏腹なことでは、やっぱり行政の常道を行っているというふうには思えませんので、その辺やっぱり、今回失敗した部分は反省するべきは反省しながら、速やかに次への前向きな取り組みを開始せんと、十年間で少なくともそのさっきまな板に上がった六校を三校にする、残りの四校があと二校になるという、その基本路線だけは変わってないのですね。変わってないかどうかを確認して、この件を終わります。

○教育総務課参事（穴見公司君） 基本的に当初の予定には変更ないというふうに考えております。

○六番（池田康雄君） それはそれで、また言いたいこともあるのですが、まあ、いいです。

続いて、亀川のまちづくりといたしますか、別府の北部に位置する地域のまちづくりについて、ちょっと幾つか質問をしながら見てみたいと思うのでありますが、平成七年三月の段階で、「別府市人にやさしいまちづくり」の整備計画というものができておりますね。平成七年ですから、七年が現在経過しているわけでありまして。まず、その整備計画なるものの描かれた絵というのですか、こういうまちづくりができればしたいのだというふうにして絵をかいたその絵と、現実取り組まれた事業の進捗率というのですか、達成度というのですか、あえてパーセンテージ的なものであらわしたらどのくらいになっておるのですかね、ちょっと教えてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

「人にやさしいまちづくり計画」でございますが、平成六年、委員会、その他を立ち上げまして、おっしゃるように平成七年三月にまとめております。平成七年の九月に、最終的に建設大臣の御承認をいただいた計画とはなったわけでございますが、今、どの程度の進捗率、それから達成率であるかということでございますが、これはＪＲの亀川駅の周辺四十八ヘクタールを対象にして整備計画をつくっております。その中で、基本的にはこの整備計画のメインとなっております亀川の駅の駅舎の開設、西口の開設、それからそれに

付随いたしました都市計画施設の整備ということでございまして、金額的に言いますと、非常に膨大な金額でございまして、現在、おっしゃいます都市整備費といたしましては、現在、上別府病院線を整備いたしましたことと、それから古市湯ノ森線の歩道橋、それから浜田内蔵線の歩道橋、これは土木課が施行してございますが、一応そういうことでございまして、金額的には大体五千万程度かなというようなことをお伺いしております。

○六番（池田康雄君） その充足率というのですか、達成度というのですか、その余りの小ささに、なかなかこうだあだということをととう言わんで濁してしまうように聞こえたのですが、一口に言って私は、そうですね、〇・〇〇〇－％とか、そういうような達成率にしか見えんわけですよ。計画だけは非常に大きなものがある。例えば別府市の「人にやさしいまちづくり」の整備計画で大きく事業計画として上げられている三本柱の要綱はどうなっておるのか、ちょっと確認してください。

○都市計画課長（松岡真一君） この「人にやさしいまちづくり」の事業内容の整備目標でございます。これは三本柱、今おっしゃいましたのですが、まず、障害者や高齢者が安全・快適に移動できるネットワーク軸、これは交通的なものでございますが、ネットワーク軸と移動環境の整備、それから二番目といたしましては、亀川駅のリフレッシュを初めとするにぎわい・福祉のまちづくり拠点の整備、それから三番目といたしまして、住みよいまち福祉環境を支えつつまちづくりを内外に発展する仕組みづくりということで一応計画はされております。

○六番（池田康雄君） 私が聞きたかった内容とちょっとずれたのですが、とにかくこの絵の中には、こういうような事業内容としての概説があるのですね。とにかく人にやさしいわけですから、移動システム、例えば歩く歩道だとかエレベーターやエスカレーター等の整備、これは主に先ほど言いましたように、亀川駅というようなのが念頭にあるのかなと思いますが、それから移動システム等というような項目で、移動システムと一体的に整備される広場、空き地、ホール等の整備をするのだ。それから、また高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物、主に公共公益施設の整備をするのだ、こういうふうになっておるわけです。ところが、先ほども課長が申されたのですが、実際やっておるのは、太陽の家の前の道路と鉄道に垂直に交わる場所の側溝のふたぐらの整備を、歩道橋という話もつけ加えてありましたけれども、その程度ですよ。とてもではないが、当時の絵にかいたものとは違う。

だから、僕は、絵にかいたものと違うのなら違っていいのだと思うのですよ。けれども、その絵をそのままにしておくというのは、おかしいと思うのですよ。こういうものはとてもではないが、あれからやっぱり時代が移っておるし、時間、景気も違ってきておるわけだし、だからそれをやっぱり縮小して現実味のある計画につくり変えるような作業をして、そして少なくともその地域に生活しておる人が、ああ、数年後にはこの程度はできるのだな、この程度はなるのだなとかいうような、そういうものをチェックしながら、確

認しながら、ああ、少しずつだけでもよくなっておるなというようなものが、僕は実感できるまちづくりの推進というのは要らんのかなと思うのですよ。僕は絶対必要だというふうに思うので、今、亀川にとどまらず、別府駅に歩く歩道を設置するといったら、ああ、できるかもしれんと思う人があるのかもしれないけれども、僕なんかは、やっぱり難しいだろうなと思うのですよ。だけれども、そんなのがやっぱりまだ生きておるかのようにして扱われておるということを、僕は今回ちょっと問題にしたいわけですよ。だから、もっと現実的なものをしっかりと、そして、その現実が現実として素早く対応してほしいと思うのでありますが、昨年でしたか、駅のすぐに隣接するところの空地を購入しましたが、「人にやさしいまちづくり」というようなところをひとつ大事にしたような施設というものを建てたいという計画でしようし、僕なんかも建ててもらいたいなとか、少なくともそういうような空間であってほしいなと思うのですが、その部分の利用計画みたいなものは、今の進捗状況、どうなっておるのですか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

昨年の亀川駅前の土地につきましては、議員御指摘のように、亀川駅前の「人にやさしいまちづくり交流拠点用地」として購入いたしております。今後、こういった形で生かしていくのかということでございますが、平成六年度に策定された「人にやさしいまちづくり整備計画」がございます。そういった関係から、関係各課と内部で協議・検討するとともに、また亀川駅前の土地でもございますので、やはりＪＲ亀川駅、そういった今後はＪＲ九州との協議を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

○六番（池田康雄君） ぜひね。そんなに簡単な話にはならんと思いますがね、少なくとも一步一步進んでおるというようなことをやっぱり目を凝らして見たらわかる程度の進み方はしておいてほしいなというふうに思うのです。

それから、亀川のまちは、もう本当にここ四、五年前かな、五、六年前から比べると、かなり大きな変貌を遂げております。やっぱりかなり高い建物も出てきておりますし、新しい建築物がふえてきておりますが、僕は、ただそれを、そういうまちが変貌するのを行政は見ているだけでいいのかなと思うのです。僕は、見ておるだけではだめなのだと思うのですよ。そういう弊害が、さきの議会で先輩議員が指摘された温水の問題に象徴的にあらわれておると思うのです。ただ傍観しておった。いわゆるリーダーシップをもって、このまちは、こういう道路を急ぎ整備しながら、こういうまちに発展するようにという誘導というようなところが、部分的にはあってもよかったと思うし、あってもいいと思うのですよね。だから、道路というようなものが、未整備のままいろいろな建物が道路中心に建って広がっていけば、あとこれをもうちょっと拡張したいなんかいったって、できる話にならんわけでしょう。だから、先にやっぱりできるところを急いで道路を整備せねばいかんがゆえに、平成七年の時点でもそういうような少なくとも限られたエリアではあります。新川から亀川駅のちょっと先ぐらいの、通称浜田から内蔵の一部を含んだような小さ

な地域ではあるけれども、あそこだけの道路網もやっぱりもうちょっと整備を急いでしていかなければ、かなりの渋滞がざあっと広がってきた感じがしますからね。だから、その辺をやっぱり、そしてまたＡＰＵができれば、当然ＡＰＵの学生たちのいわゆるベースになるまちになるという予想なんかはかなりやっぱり立つわけにありますから、当然そういうようなことも含めた何かまちづくりを、いろいろなところを行政が、もちろん行政が限りあることにしか力は及ばんとは思いますが、しかし、何かその辺でやっぱりもう少し幾つかの知恵を集めながら現実的な事業を起こしていかなければならんのだと思うのです。

今回もまた私が突き当たったのは、例えば人にやさしいまちづくりといえ、やっぱり道路中心で都市計画が先行しているかのように、もうほかの部署というのは一步下がってしまう。やっぱり老人福祉だろうが障害福祉だろうが、それを統括するような企画だろうが、本当にさっき市内一丸となってというような言い方をしたけれども、もっとそのような連携を密にしながら、もっと本気になって仕事をしてほしいなということを、やっぱり今回もまた思わされた。何とか亀川のまちに限らず別府の新しい発展というようなことを常々お互い言い合うわけにありますから、そこのところが、やっぱり形に見えるようなものにしてほしいということを強く最後に要望して、あと二件あったのですけれども、後ろから視線が突き刺し始めましたので、きょうは、これで終わります。

○議長（首藤 正君） お知らせします。私の一般質問通告は、都合により、取り下げをいたしますので、御了承願います。

○九番（堀本博行君） 休憩と思ってゆったりしておりましたが、中途半端な時間を残していただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、時間まで行けるところまで行きたいと思います。

今回は、福祉行政から質問をさせていただきたいと思いますが、実は支援費制度について何点か確認をしながら質問を進めてまいりたいと思います。ことしになって実はある福祉の専門家の方とお話をする中で、この支援費制度についてお話を聞きました。私も自分なりにいろいろ勉強させていただきまして、非常に機能・機構的には非常に大変な改革だなというふうに思いました。これは、国の事業でありますから、一概に市としてどのような形で進めていくのかというふうな形のもので質問をしていくのも、非常に厳しい部分もあるかとは思いますが、確認できる形のものだけでも確認をしながら、これは現実的には平成十五年の四月に実質スタートされるわけにあります。議会でもこの六月と九月、十月から申請が始まりまして、十二月議会で確認はできますが、実質的には十月から申請が始まるというふうなタイムスケジュールといいますが、これも組まれておりますから、何点か確認をいたしたいと思っております。

支援費制度については、平成十二年度のいわゆる社会福祉法の改正と同時に身体障害者法並びに知的障害者、児童福祉法の改正がされる中で、この基本部分が法制化されております。今までの制度と違って、選択と競争に基づくいわゆる利用者本位のサービス提供体

制の確立というふうな趣旨から、いわば介護保険と類似が言われております。保険料のない介護保険のいわゆるミニ型といいますか縮小版といいますか、こういうふうな形で私はとらえておりますが、来年の四月に向けてスタートされるわけでありましたが、国からのさまざまな、国・県からのいわゆる指示待ちといいますか、というふうな部分が大半でありますけれども、いわばこの措置制度から利用者が選択をするという、百八十度、障害者の方々からすれば体制が百八十度変わっていくというふうな形になるかとも思います。自分自身が選択ができるというふうなことからいえば、非常にサービスを受ける方については大変なメリットといいますか、あるかとも思います。

ところが、ひとつずっと勉強していく中で、問題点もさまざま出てきます。その一つは、いわゆる小規模の、これは介護保険と非常に類似をしている部分なのでありますけれども、その一つは、小規模の市町村にとっては非常に事務量の増大、介護保険のときによく言われました。と同時に、また自治体ごとの格差、これは福祉の行政の格差が広がる。これもまた介護保険とよく似ています。さらには、進んだ福祉制度を持った自治体は、マイナスの作用が出てくる可能性がある。出てくるかどうかわかりませんが、そういう可能性もあるということです。さらに言えば、苦情処理などが当事者間、いわゆるサービスを受ける側と施設、業者といいますか、その苦情処理そのものが、当事者間にゆだねられるというふうなこともあります。

そしてまた、最大の問題点は、今、課長なんかは非常に困っておられますけれども、国のさまざまな面での決定のおくれ、情報不足というふうなものが、市としては全然前に進めないという、こういう問題点もあります。国の定めた政省令とは、また介護保険と同じように順を追っておりてくるわけでありましょうけれども、一番利用者が知りたいという、最も知りたい自己負担がどのくらいになるのかとか、支援費の額の決定がどのくらいになるかというふうなことの決定事項というのは、夏ぐらいにずれ込んでいくというふうなお話も聞いております。実際、ことしの十月から申請が始まってくるわけでありまして、非常に心配をしているのでありますが、その中で何点かお答えがいただける部分で結構であります。まず一つは、よく言われる措置制度から支援費制度、この違い、これをひとつちょっと簡単に御説明願いたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

支援費制度と現在の措置制度の違いということでございますが、措置制度は、障害者の方が福祉サービスを受けようとする場合、窓口に来られた障害者の方から障害程度や状況などをお聞きいたしまして、行政が入所や通所の事業者施設を決定し、受け入れ事業者等を決めておりました。利用者の受けられるサービスの内容を決定することでございますが、平成十五年四月から実施されます支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを基本といたしまして、障害者との対等な関係に基づき、障害者みずからが自分の意思でサービスを選択し、直接事業者等と契約を結んで福祉サービスの提

供を受けるという制度でございます。

以上、支援費制度と措置制度の基本的な部分についての違いでございました。

○九番（堀本博行君） それから、これは国のタイムスケジュール、それから県と市のタイムスケジュール、市としてのスケジュールといいますが、これは形の上で出ていますが、来年の四月実施となるわけでありましたが、このタイムスケジュールが、この周知徹底をどのようにするのか、これが一つ。それから、新制度に対する手続きの方法、これが二つ。それから、この支援費を実施する、しない、これは、だれがどこで決定をするのか、これが一つ。支給区分。介護保険なんかは五段階であります、どういうふうな段階になるのか。それから最後に、これは利用者負担どうのこうのというのは、わかる範囲で結構なのですけれども、基準はどうなっているのか。この点を、ちょっと時間をあげますから、教えてください。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

まず、タイムスケジュールでございますが、現在、厚生労働省からは大枠で示されております。この後、第二・四半期には具体的には支援費基準や利用者負担の骨格が提示されてまいりますので、支給区分や支給料、利用者負担額等を決定し、事務作業を進めてまいります。また県におきまして、第二・四半期にはサービスを提供する事業者の指定も予定されております。これらの内部的な事務作業と並行いたしまして、第三・四半期の十月から、現在、身体障害者更生施設、療護施設、授産施設などに入所・通所して福祉サービスを受けている障害者の方の支援費支給申請を受け付けまして、支給の決定を開始し、受給者証を交付してまいります。また、居宅生活支援を受けている方につきましても、三月から申請受け付け等をするようにいたしております。これは、スケジュールについてでございます。

また、その手続き・方法でございますが、福祉サービスの利用について、支援費の支給を受けようとする方法・手続きでございますが、まず、本人または保護者の方が障害福祉課の窓口に来られまして、支援費支給の申請書を提出いただきます。そこでサービスを受けようとする障害者の方が適切なサービスを選択するために、障害者からの聞き取りによりまして、障害程度区分の調査等によりまして、勘案事項の一応審査を行います。勘案の結果を踏まえまして、市では支給の是非を決定し、通知いたします。支給決定を行った場合、施設支援の場合でございますが、支援の種類、支給期間、障害程度区分及び利用者負担の額を決めて、また居宅支援の場合には、支援の種類、支給料、支給期間、利用者負担の額を定めて、これらを記載した受給者証を交付いたします。決定を受けた障害者の方は、県知事の指定を受けた指定事業者・施設と契約を取り交わし、福祉サービスを利用するといったことでございます。

また、支給支援費の基準でございますが、厚生労働省から包括的な支援費基準は示されておりますが、細部にわたってはまだ決定されておられません。二十項目程度のチェックで、

三段階で評価するようになってくると思われます。

また、だれがどこで決めるのかということでございますが、障害福祉課の窓口で、申請に基づきまして障害の程度、状況等をお聞きいたしまして、支給審査基準により支給決定を行ってまいります。現時点では各市町村が行うということになっております。

それから、利用者負担の基準につきましては、厚生労働大臣が定める基準を越えない範囲で、というふうに文言で示されているだけでございますので、この後、国から示される具体的な基準案に基づきまして、利用者負担額及び基準を決めていくこととなります。

○九番（堀本博行君） いろいろ答弁をいただきましたが、決定をするのが障害福祉課。そこで公平さが保たれるのかどうかとか、いろんな問題点がまたあろうかとは思いますが、これは追ってまた国・県の方から政省令等で随時おりてくるのでしょうかけれども、細かくはまた九月の議会で、明確になった部分だけでも少しでも進めていきたい。私も石川課長に御協力をしたい、このように思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

では、次に、オストメイトの専用トイレの設置についてということで質問をさせていただきます。

まず、これは耳なれない言葉ではございますけれども、この専用トイレが、県下にどのくらいあるのか。それとオストメイトは別府市内にどれくらいいらっしゃるのか、これをお答え願いたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

オストメイト対応の多機能トイレということでございますが、大分県下には五カ所ございます。日出町社会福祉センター、中津市役所、それから由布岳のパーキングエリア上下線二カ所でございますが、それから別府市内の鉄輪のホテル風月、以上五カ所ございます。

また、別府市にはオストメイトは何人くらいかということでございますが、約百五十名ということでございます。

○九番（堀本博行君） 今、五カ所、私も教えていただいたので、特に湯布院のパーキングエリアの、きのう日曜日でございましたので、調査に行かせていただきました。五月にあのエリアはパーキングができておりました。五月にできて、ちょうど私が行ったときに、トイレの掃除をしているおばちゃんが、一生懸命こう掃除していました。正面に多機能対応トイレということでありまして、中も入らせていただいて、いろいろ説明を聞かせていただきました。幾つかこれからもまた見させていただきたいと思うのですが、このオストメイトについては、御存じの方もいらっしゃると思いますが、大腸それから小腸、直腸、それから膀胱等の悪性腫瘍疾患等のために、延命手段として外科学的に疾患部の全部または一部を切除・摘出の手術を受け、腹部に排泄のための孔、ストーマと言いますが、これを設けた人工肛門、人工膀胱増設者を言います。ストーマ増設者は、おおむね三種類ありまして、コロストミーは直腸人工肛門、それからウロストミーは人工膀胱、イレオス

トミーは小腸人工肛門と三種類に分けられます。全国で二十万から三十万人いると言われております。大分県内ではということで、県の方にお聞きしました。大分県下でどのくらいおりますかということをお聞きすると、「わからない」と言うのですよ、わからない。県は「わからん」と言っていました、元福祉保健部長さん、「わからん」と言っていました。それで、大分市に確認をしますと、大分市は三百十四名おりました。それから、別府市では、今お答えいただきました百五十名くらいということでもあります。この多くの方々が、社会復帰を目指して頑張っておりますが、そうした人たちの中から、これは私の同僚の議員が、非常に生活に困っている状況の手紙をいただき、これは、私が直接いただいたのではなくて、私の同僚の議員にいただいたのを見せていただきました。それをちょっと紹介させていただきます。

「私は、排便・排尿に対するための袋、これは補装具のことで「パウチ」と言いますが、常にストーマに装着をしなければなりません、社会復帰を始めたやさきに、外出先で下痢の洪水に見舞われることがあります。ストーマは括約筋がありませんので、思わぬときに噴出してくるのです。この括約筋というのは、要するにそういう方々は、いわゆる便意がないということなのですね。自然にどんどんどんどん袋にためていくというふうな形のもので、この補装具がはがれることもしばしばで、はがれれば手の施しようもなく、非常に屈辱的な事態です。通常の身体障害者用のトイレに駆け込んでも、まずお湯がありません。便器の水が洗面台の冷たい水は、かえって下痢をひどくします。着がえや補装具を置くところもなく、床に置くという不衛生きわまりない状況の中で、細菌感染におびえながら対応する状態です。また、ある人は、タクシーで何万円もかけて家に帰る人、あるいは途方に暮れて救急車を呼んで帰った人もいます。

オストメイトは、人知れず苦労しながら社会復帰に励んでおりますが、外見からは判断しにくい障害者であるため、一般的に理解されにくいということもあり、おしなべてオストメイトのための福祉整備は皆無であります。オストメイトのバリアフリーとして、公共施設の身体障害者用のトイレに、オストメイトが安心して利用できるトイレ設備の設置をお願い申し上げる次第でございます」。

こういう手紙が来たということで、私も見させていただきました。このような内容であります、これは、今全国的な流れの中で、オストメイト用のトイレが、交通機関を中心に設置が徐々にではありますが、着実に進んできております。御案内のとおり、これは平成十二年十一月、交通バリアフリー法が制定され、その具体的な実施の中でガイドラインの見直しが行われました。そして、今回、公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドラインの中で、従来、オストメイトは、身体障害者でありながらガイドラインの対象外でありましたが、肢体不自由児者とともに新ガイドラインの対象者となりました。そして、国土交通省は、オストメイトの使用にも配慮した多機能対応トイレであることを表示する、人形に十字をつけたマークを発表しました。それが……、私もファックスでいただいたの

です、人形にバツ印をつけたこのマーク、見えるかどうかわかりませんが、このマークですね。これがオストメイトの対応トイレですよ。男女の多機能対応トイレというのは、こういう表示がされるようになるわけでありまして。このオストメイト用のトイレについては、トイレのドアに表示をされるというふうなことであります。

それから、パウチ洗浄ができる水洗装置を設置する。腹部をぬぐう場合を考慮し、温水が出る設備、衣服をかけるフック、荷物を置ける棚、手元が見える鏡等の設置ということでもあります。きのう見たところも、きのう見た湯布院のパーキングエリアも、オストメイト用の洗浄ができるところもあって、そのまま流せるという、温水も、ここから温水が出ますよといって、丁寧に説明をしていただきました。そういうふうなことであります。また、それに伴いＪＲでは全国の駅二千カ所を目標にオストメイトに対応するトイレの設置ということで、今進められておるやに聞いております。

特に私ども別府市においては、観光都市を前面に打ち出しておりますし、福祉を標榜する当市でありますし、先般も私、心温まるような記事を見させていただきましたけれども、別府市のおかみの会でしたか、乳がんの方々に対して、別府温泉にゆっくり入ってください、というふうな形で新聞報道とテレビ報道がなされておりました。本当に心温まる内容でありました。

以上のことから、オストメイトの方々が一番苦勞をされているのがトイレであるということ、また、外出また旅行に人知れず苦勞しているということ、外見が健常者と区別がつかないこと、そのために身体障害者用のトイレを使用して、車いすの人たちに文句を言われたこともあります。オストメイトの人たちも車いすの人たちと同じ多機能トイレの必要が認知をされていない現状があります。また、聞くところによりますと、オストメイトの方々が亡くなるその原因の多くが、人工肛門の感染症ということで亡くなる方が多いというふうなこともお聞きをいたしました。

いろいろと申し上げましたけれども、ノーマライゼーションの実現は、障害者自身の自立と社会復帰への意欲、そしてこれを支える側の我々がしっかり受け入れる思いやりの心と、生活環境の整備が不可欠であろうかと考えるところであります。

本市においても百五十人の方々が社会復帰、社会の中で頑張っておられますし、特に観光都市別府市、他県からも多くのお客様もいらっしゃいますし、また、このオストメイトの方々も安心して別府市内の観光ができる、社会生活が営まれる、そういう環境整備が大事ではないかというふうに強く思っているところでございます。

そこで、これは市長にお伺いをいたしたいと思うのでありますが、この別府市の公共施設、特に別府市役所。中津の市役所にもこの多機能トイレがございしますが、別府市役所、またビーコン、と言っても、また何とかさんの許可をもらわなければならないというふうな問題もあろうかと思いますが、市役所とか大きなそういう施設には、ぜひこういう多機能対応のトイレを設置していただきたい。聞くところによると、総合体育館のお話を聞き

ました。この多機能の対応トイレが、複数設置をされるということで、非常にほっといたしました。また、そういうことでぜひ設置をしていただきたい、このように思いますが、この点はいかがでございましょうか。

○総務課長（藤野 博君） お答えいたします。

現在、市庁舎内には、身体障害者用の方のトイレが五カ所ございます。しかしながら、オストメイト者の器具を設置したトイレは、現在ございません。したがって、今後、関係各課と協議をしながら検討をしてまいりたいと思います。

○九番（堀本博行君） 前向きに検討、検討というか、ぜひ実施をしていただきたいと思います。一概に障害者といっても、さまざまな形の障害を持った方々がいらっしゃいますし、また、さまざまな障害に細かく丁寧に対応してこそ本物の福祉のまちづくりというものができるのではないかと私はそう思っております。

また、将来的には、これは大阪府での条例制定、条例で設置を義務化ということで、これは新聞記事なのですけれども、これは、大阪府の中でこれからいろいろ大きな建物というふうなもので建てる時には、必ずオストメイト用のトイレ、対応できるトイレがなければ建築確認の申請の段階で「だめですよ」という条例制度が、大阪府で今度できるのです。これは、例えば一万平米以上のいわゆるお店、デパート、それから医療施設、官公庁、店舗、文化施設等、すべての遊園地、それが車いす等対応の、車いす、いわゆる障害者の多機能用対応トイレ、これがなければ建築許可をおろしませんよという、こういう条例なのです。私はすばらしいなと思いました。将来的にはやっぱり別府市もこういうさまざまな人を受け入れる、こういう観点から、このオストメイトの方は言うておりますが、市内の地図を見て、障害者用のトイレがずっとあります。ありますが、一番安心するのは、オストメイトの方々が使用できるトイレがたくさんある、市内に点在している、このことが一番安心するのですと。出かけるに対してもすごく安心して出かけられますし、ぜひこれは、すぐとは言えませんが、こういう条例も本当に設置に向けてぜひお願いをしたい、このように思いますが、市長、何かありませんでしょうか。「なし」と書いてある。なければ次に行きます。もうやってくれるというあの顔、その顔でそういうふうに確信をしたいと思います。

次に、ちょっと順番を入れかえさせていただきますが、高速道路の道路情報ということで質問をさせていただきたいと思います。

この道路情報は、実は、これは私、毎回よく別府のインターチェンジ使うのです。使うというか、その横を通るのですけれども、実はうちの女房が安心院なものですから、よく別府から日出、向こうに向けて走るのですね、県北に向けて。毎回毎回、特にきょうみたいな天候のときは、これは四月の中旬に私は、実はちょっとう、使うのに、大分の〇九七・五三二・八八八八、道路交通情報センター、ここにいつも電話して情報をとるのです。こうすると、テープで、大分道は通行できます。大分道は全線通行可能ですよというような

ことで言われて上がっていった。ところが、よく見る光景です、この天気の良いときは。あそこの料金所の前でずうっと並んでいます。あそこを、ずっととにかくみんなどんどんどんどん入ってきますから、途中でバツになって「通れません」と、「霧のために通れません」ということで、一遍あそこに首を突っ込むと、料金所でＵターンして、どんどん出てくる車とＵターンする車で大渋滞、ずうっと毎回。どうにかならんのかなと私はずっと思っていました。友人からも、あそこのところの、ここはちょっと特殊な事情で霧が発生しやすい状態があります。これはどうにかならんのかということで、道路情報センターに確認をして上ったにもかかわらず、行ってだめだったという状況がありますが、ほとんどの人は、行けるのではないかと、通れるのではないかとという予測のもとにどんどん上がっていくと思うのです。ところが、一遍あそこに首を突っ込むと、料金所の手前でＵターンするまで大変なタイムロスがあります。何とかならんのかということでおったのですけれども、いろいろ課長とお話をする中で非常にいろんな情報をいただきました。インターネットとか別府の市報とか、そういうふうなところでできるだけ今の情報センターがどうなっているのかということ、私なんか前、うちの先輩議員の岩男議員が、火事ですね、ケーブルテレビでどこだ、ぴっぴっぴ、ぴこぴこ、ただいま火事が発生しましたと。今まで二一の四九四九か、これに殺到して、このテレドームの問題もまだ解決はしていませんが、殺到するのでということで、ケーブルテレビでぱっと出てくる。非常に対応しやすい状況になりましたが、ああいうケーブルテレビなんかにぜひ乗せられると非常に助かるなというふうな思いがありますが、その点いかがでしょうか。

○情報推進課長（宇野榮一君） 現在、我が国におきましては、道路交通情報の提供、これは財団法人日本道路交通情報センターが実施しております。事業の概要であります、情報拠点といたしましては、全国の主要道路それから重要な拠点、合わせまして計百四十二カ所、これをネットワーク化いたしまして、その情報を各所の高速道路や主要一般道路における最新の道路交通情報、現在では五分ごとに提供しております。それで、提供する方法といたしましては、全国の主要道路におきます標識版での提供はもちろんでございますが、そのほか電話、テレビ、ラジオ、インターネットなどがあります。それで、日本道路交通情報センターへ確認したのですが、一番確実な方法は、出発する前に目的地までの全国情報センター、そこへ電話をかけ、直接情報センターの職員、繁忙期の場合はテープを併用しておるらしいのですが、道路交通情報を確認する方法が一番、より確実な方法だということでございました。

それで、早速別府市といたしましても、電話は全国统一ダイヤルと最寄りの情報センター、二通りの二回線ございます。それで観光客、市民の方、こういうことを知らない方もおられると思いますので、この旨を別府市のホームページ、さらには市報でＰＲしていくとともに、さらに別府市のホームページからも日本道路交通情報センターへリンクし、別府市に見えられたお客さんにも全国の交通情報を得られるようにしてまいりたいと思って

おります。

なお、ケーブルテレビの活用についてでございますが、現在、実施に向けて別府ケーブルテレビジョンと協議中でございます。

○九番（堀本博行君） 実はきょうの朝、ちょうど雨が降っておりました。鶴見の上の方を見ると、雲がずっと立ち込めていましたので、確認したのです。大分の道路交通情報センターに行くと、「通れます」と言っていました。時速五十キロの規制はありますが、通れます。通れないのではないかなと思って、実はインターチェンジへ直接電話したのです。「きょうは通れますか」と言ったら、「それなら、五十キロ規制はありますが、通れます」ということで、情報と現地が合致をしましてね。四月の末ぐらいから丁寧に五分置きにやっているというふうなことをお聞きしましたので、ああ、これでいいのかなというふうな思いをしております。ぜひPRをしていただきたいと思います。あそこまで行って、ずっとまた戻るといのは、すごくタイムロスがありますから、ぜひ別府市の情報も確かなものになったな、丁寧になったと言われるような情報を提供していただきたい、このように強くお願いをするものでございます。

あと教育行政、さまざま残しますが、本日は、これにて一件落着ということで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後四時四十八分 休憩

午後五時 九分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○四番（平野文活君） 質問の順序に従って質問をいたします。

まず、有事法案の問題であります。

この法案は、いろんなところでいろんな議論がされておりますが、大きく言って二つの問題点がある。今までの周辺事態法では、それによる海外派兵が行われておりますが、しかし、この部隊は、後方支援が任務であって、武力行使というものはできないということになっております。今回の有事法制により、戦後初めて海外での武力の行使ができるようになる、そういう重大な内容を含んでいる法案であります。もう一つの大きな問題点は、国民に戦争に協力する義務づけをする、そして違反者には罰則もつける。こういう内容で、官房長官の国会答弁では、戦争反対の集会やデモも規制ができる。こういう形で、国の判断で国民の自由と基本的な権利を制限できる、こういう内容になっている。この二つの大きな問題点が、いろんな国民の間で反響を呼び、審議を重ねるたびに、この法案の欠陥などが明らかになって、反対の世論が広がっております。すでに多くの知事や市町村長からの反対、あるいは慎重審議を求める意見が出されており、地方議会からの意見書も多くのところで可決をされているわけであります。

新聞紙上で読んだわけですが、宗教界にもこの反対世論が広がって、先日の新聞に、真

宗大谷派――本山は東本願寺であります――の決議が、上げられています。その一節を紹介しますが、「小泉首相の『備えあれば憂いなし』の言は、国を守るとしながら、実は国民総動員を企図するものにほかならず、そのことこそが国民の憂いであります」。中略で、「私たちの教団は、かつて宗祖親鸞上人の仰せになきことを仰せとして、さきの戦争を聖戦と呼び、国家に協力し、アジア諸国を初めとする世界の人々に、言語に絶する惨禍と苦難をもたらしました。その戦争責任をみずからに問い続け、一九九五年にこの事実を深くざんげし、不戦決議を採択しました」。中略。「ここに、有事法案を撤回し、断念せざることを強く求めるものであります」。

こういう宗教界からも決議が上がっている。それほど大きな問題をはらんだ法案であります。それを、大幅に国会を延長して、そして重要法案と言われるそのすべてを成立させるために全力を挙げるというふうに、今、総理初め言っておりますが、私は、多くの市町村長などに倣い、別府・井上市長もこれに対する危惧の念を表明する程度のことはずべきではないかというふうに考えておりますが、基本的な見解をお伺いしたいと思います。

○市長公室長（林 慎一君） お答えをいたします。

有事関係法案の重要性につきましては、十分認識をいたしております。今国会におきましても、集中的な議論が展開される中で、国民的議論・理解が大変重要であるとの原点に立ち、最終的には政府の判断といたしましては、継続審議の方針というような、今国会での成立を断念しそうな展開であるというふうに聞いております。この件につきましては、四十七都道府県知事のアンケート結果が新聞報道をされましたけれども、それによりますと、三十四の自治体で「どちらとも言えない」と賛否を留保しているような状況もございます。そういった中で全国知事会におきましては、国民的合意が得られるよう、国会での議論を十分尽くすこと、また武力攻撃自体の概念を明確にし、国と地方自治体の役割分担を明確にすることなどの緊急提案がなされたところであり、市町村においても同様と思っております。

まず、国民の安全性を最大限重視した納得のできる法整備を大前提といたしまして、国・県の動向並びに世論の動向に注視しながら、この法案の推移を見守ってまいりたいというように考えております。

○四番（平野文活君） この法案に市町村からの異論が出ている、市町村としての最大の問題は、国が有事と判断をし、この法律が成立した後、発動するということになると、地方公共団体もその命令といいますか、指示に従わなければならない。もし市町村長がやらないということになれば、国による代執行もする、そういうふうになっているわけで、そのための詳細な法案もないまま、そういうことが義務づけられる。これに対する批判の声が相次いでいる点であります。

また、この別府市は、井上市長のもと国際化ということを標榜しております。APUにはアジアの諸国から多くの留学生が来て、この別府の地で学んでいる。市長によると「第

二のふるさとにしてほしい」、こういう位置づけで別府市のまちづくりをやろうとしている。また、海外からの観光客を誘致するということも、市政の大きな方針になっているというふうに常々市長は言われております。こうした国際化、そして現に多くの外国人が別府で暮らしている。そういう中で、もし万が一、この法案が成立をし、そうしたアジア諸国のどこかの国に向けて自衛隊が武力行使をするというような事態になれば、これは国際化の大もとが崩れるのではないかと。私は、この法案は、別府市が平和な観光都市として発展をしていく上で大きな障害になる、こういうふうに考えております。その点についての、国際化を標榜している市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○市長公室長（林 慎一君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをさせていただきましたように、多くの、これは県知事の中で八の知事が賛成、二人の知事が反対、ほかの県知事につきましては、いずれも賛否を留保いたしているような状況でございます。したがって、この問題につきましては、本来は基本的な有事の対応につきましては、国の専管事項でございますし、一公共団体といたしましてこの問題につきましては、明確な発言につきましては控えさせていただきたいというふうに思っております。

○市長（井上信幸君） お説の点につきましては、私も内々理解をいたしますが、憲法前文には、やっぱり生存的基本権と自由権的基本権が基本になっております。それにまた、平和の意味ということにつきましては、憲法第九条一項、二項で規定されております。これは、日本国民として絶対的に守らなければならないというのが、私の基本概念です。しかし、今言われた有事法制につきましては、先ほど室長も答弁をしたように、国の専管事項でございますし、今、議論中でございますから、その推移を見ながら、私どもも判断をさせていただきたい、このように思っております。

○四番（平野文活君） 明確に反対を声明している知事や市町村長は、まだ少ない。しかし、かなりの多くの部分が、少なくとも今国会でこうした国民的な世論合意ができていない法案も非常に不明確な点が多い。そういう中で、このまま強行することには同意できない、慎重審議を要請する。こういう程度の見解は、多くの市町村長が示しております。別府市長も、ぜひこの問題について、この法案の持つ別府市のまちづくりとの矛盾、そうしたものをさらに精査をしていただいて、間違いのない見解を早期に出していただきますようお願いいたします、次に進みます。

タクシーの客引き問題です。

私は、五月の連休の一日を利用して、別府の駅前で客引きについてのアンケート、観光客の皆さん、またタクシーの運転手の皆さんに配布をいたしました。二時間余りの間におりてくるお客さんお客さんを次から次へとつかまえては、取り囲んで客引きをしているタクシーの運転手の実態というものを、その現場を見てまいりました。私どものアンケートに対して約四十通の返信がございました。全部述べるわけにもいきませんが、例えば

観光客の大阪からの女性で五十五歳の方、「客引きがしつこい。また、思ったよりタクシー代も高い。運転手のマナーが悪い。別府には二度と来たくない」、こう書いてありました。また、ある運転手さんからのアンケートでは、「新婚旅行のお客さんをタクシーに乗せた。そしたら、お客さんが言うには、駅構内で客引きにつかまり、『観光もしきらかの』と暴言をはかれたと、悔しそうに言うておりました。私も客商売をしていて、一日じゅう気分が悪かった」、こういうのがありました。

資料を関係の市長、部長それから課長にお配りをしていただきたいと思いますのですが、いいでしょうか。（資料配付）

五月二十三日に別府の駅長が、構内のタクシー十社を集めて会議を開いております。そのときに、別府駅に寄せられている苦情を何点か紹介したものを載せて、各社に配りました。そのときの資料のコピーを載せております。例えばこういうのがある。五月二十九日、「構内でのタクシー運転手の客引きは、目に余るものがあります。JRの子会社でしょうか。不快です」。また、五月一日、京都からのお客さん、「客引きにしつこくされ、最後には『ばかやろう』と言われ、駅社員が横を通ったら注意もしなかった。どうなっているのか」、こういう京都からの投書などがここで紹介をされました。

市当局が把握をしているこういうたぐいのタクシーの客引きについての苦情、これはどの程度あるのか、またその内容はどういうものか。特徴的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

過去五年間さかのぼりまして、調査した件数がございます。九年度におきましては、タクシー関係が四件、旅館関係が二件、十年度につきましては、タクシー関係が二件、旅館関係が一件、十一年度に関しましては、タクシー関係十五件、旅館関係ゼロでございます。十二年度、タクシー関係五件、旅館関係が二件です。十三年度、タクシー関係が二件、旅館関係がゼロでございまして、五カ年でございますが、タクシー関係が二十八件、旅館関係が五件でございます。

参考でございますが、九年度から十三年度の間には、タクシーに礼状の方も三十三件来ているのが、状況でございます。

○四番（平野文活君） 苦情の内容については、答弁がありませんでしたが、例えばこれはことしの五月八日、これは、観光協会に来た手紙をタクシーの会社に配っているそのものを私どももいただいたわけでございますが、例えばこう書いてあります。「先日、久しぶりに別府温泉に行ってきましたが、感じの悪い観光でしたので、あえて手紙を出しました。五月連休の一日、有田陶器市に行った帰り、せっかくでしたので、友人の勧めもあり別府温泉に行ってきました。駅におりたとき、宿の地図を探しておりましたら、数人の案内人らしき人が来て、『宿ですか』と言う。『予約しています』と言うと、ドスのきいた捨てぜりふを残して行ってしまいました」、その他いろいろ書いて、最後、「今の別府は、

二度と行きたくないまちになりましたね。皆さんが一生懸命になっているのに、玄関先の駅前でこんな状況ではどうしようもありません。名門の湯が泣きますね。安心して行ける観光地にしてください。余り後味が悪かったので、御一報まで」、八王子市の観光客の方から。

先ほど言われた件数は、私は、多分氷山の一角にすぎない、もっとたくさんの観光客が、こうした後味の悪さを残しながら別府を去っているのではないか、こういうふうを考えております。問題は、こうした客引き行為がなぜ根絶できないかというところにあります。それは、私が市長などにお配りした資料にも、差し上げておりますが、いわゆる悪質な運転手の個人的な行為ではない。これは会社ぐるみでやっている行為、ここにこれが根絶できない一つ大きな原因があると考えております。タクシー協会で地獄めぐり、その他の観光コースについて料金表というものをつくっております。タクシー協会が決めた料金表とは違う料金体系を、このはとタクシーがつくっております。差し上げた資料の中に、「観光貸し切りコースモデル運賃表」というのがありますが、いずれのコースもタクシー協会の料金表より二、三千円から四、五千円高いコースになっております。この料金表の中に「別府市観光協会推薦」というふうに銘打っておりますが、そうした推薦をしているのでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘でございますが、観光協会の方に推薦しているかどうか確認したところ、推薦した事実はないとの回答でございます。また、私どももそのような料金表の存在については、認識はございません。

○四番（平野文活君） 推薦した事実もないのに、差し上げた料金表にあるように、いわばその表記といいますかね、観光協会が利用されておる、こういうことですね。

もう一つ差し上げた資料の中に、「観光案内セールス社員の会則と規則」というものを差し上げました。これは、はとタクシーグループが作成をしたものでありますが、例えばこういうことを書いていますね。「お客様や駅の方とのトラブルを起こさないこと。会釈やあいさつをして、マナーに気をつけてください。暴言や放言を使わないようにすること」。あるいは「出入り口をふさぐような感じになる行為はやめること。お客様に声をかけるときは丁寧語で話しかけ、悪い言葉遣いをしないこと。また、御利用にならなかったお客様にも丁寧に応対すること」。あるいはこう書いていますね、「正しい姿勢、好感の持てる態度で作業をすること。大また、外足に、肩を揺するやくざな歩き方や身振り、ずぼんのポケットに手を入れてポーズをとった態度をしてはならない」というようなことなどですね。

これらは、こういう行為が苦情が多い。だからこういうことをしてはいかんよということを、会社自身が認めている、いわば証拠であります。しかも、「駅の構内で営業活動をしてはならん」というふうに別府駅などは定めておりますが、駅構内のこういう場所に立

って営業活動をやりなさいという、わざわざ作業上の見取り図までつけている。こういういわゆる会社ぐるみでやっている客引き。これが九州でただ一つ、全国にも珍しいこうした客引き行為が残っているやはり大きな原因になっていると思います。

私は、五月の連休の後、鹿児島に視察に行かせていただきました。昭和四十年代の国体を迎えるに当たって、鹿児島にもたくさんはびこっていたこうした客引き行為を何とか追放しようという世論が盛り上がりまして、不当客引き追放対策協議会、こういうものを県や市、観光協会や警察、当時の国鉄、それからバス協会、タクシー協会、ありとあらゆるそういう関係機関を結集した組織を立ち上げて、その会長には鹿児島市の商工観光部長になり、事務局は市の観光課に置く。いわば市当局が先頭を切ってこの追放運動を繰り広げた。その結果、こうした客引き行為はなくなりました。聞きますと、会社ぐるみではなかった。かなり悪質な個人的な行為をするのが多かったということでございますが、タクシー協会は、もうすでにこういう客引き行為がなくなって久しいのですが、今でも三人の指導員、駅に一名、港に一名、巡回員一名、三人の指導員を配置して厳重な監視をしている。とにかく市長を先頭に徹底してこうした行為はなくそう。お客さんに本当にいいまちとしての印象を持って帰ってもらおう、こういう決意が、根絶ができた最大の力になった、こう思います。

この別府市も、新聞記事などを見ますと、昭和五十年代、やはり同じような脇屋市長のもとでそうした行動があったと聞きます。しかし、やはり中途半端に終わって、鹿児島のような成果が得られない。で、今日に至っている、こういうものであります。私は、この客引き行為を根絶するという決意を、改めて井上市長が固めていただいて、そして鹿児島に倣い、また五十年代の別府市の運動を発展させて、さまざまな業界、団体を結集して取り組みを強化することを要望したいと思います。市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま、別府駅構内での客引きについての御質問でございます。それぞれの対応につきましては、内容を把握した上で関係者また関係機関への連絡、善処するようにいたしておりますし、御本人の氏名、住所、電話番号等わかる場合には、おわびの連絡、文書、さらには結果についての御報告をしているというような状況でございます。しかしながら、今御指摘のありましたように、私、この書類をきょう初めて見させていただきましたが、先ほどの「別府市観光協会の推薦」ということは、先ほど課長からもお答えいたしましたとおり、そういう事実はないというようなこともございますし、この文書をもちまして、さらに事実関係の確認をする中で、今後、今お話しありましたように昭和五十年代ということでございますが、以前そういう方を配置して根絶に努めたところでございますが、現実にはまだそういう事実があるということの御指摘でございますし、そのようなお話、苦情もいただいております。早急にJRを中心に観光協会等々と協議を重ね

まして、快適な旅といいますか、別府温泉の旅を楽しんでいただけるような努力をするように早速取り組んでまいりたい、このように考えております。

○助役（安倍一郎君） 少し補足をさせていただきます。

ただいま、担当部長の方から申し上げましたとおり、現在もまだそういう事実があるということについては、大変残念なことであります。部長からもお答えを申し上げましたとおり、そういったいわゆる環境を浄化するために条例等の整備の検討もまたさることながら、関係機関・団体とともに粘り強くマナーアップ運動を私どもが展開するしかない。また、その先頭に私どもも立っていかなければならない、こういうふうと考えておるところであります。

○市長（井上信幸君） 今、四番議員の御説明をるお聞きしまして、鹿児島県の例を私も聞いております。またもう一つは、各地にもいろいろあったようでございますが、最近はまだこの客引き行為はなくなったと。熱海の例も聞かされております。今の質問の中にもありましたように、県、市、それに経済界の会議所、観光協会、また旅館組合、そしてそれを取り締まる警察等々と横の連携をとりながら、今後対応していかなければならないなと。しかし、今までに観光協会の協会長、会議所会頭、旅館組合長ともこの問題については何回か話し合いをしておりますし、リピーター観光客のためにも、また別府観光発展のためにもこういう悪質な客引きは、別府の駅前、関西汽船の入り口等々からこれは排除しなければ、別府の本当の明るい観光行政は実現できない、このように思っておりますので、今の御質問を体しながら、また、会社ぐるみと私は思いませんが、個々人でそれぞれにあるのではないかな。また、私どももタクシーに乗せていただいて、やはり不愉快な思いをする場合も多々あるかと思いますが、全部が全部ではなくて、やはり一部の方のそういう一つの性格的なものもあろうかと、このように思いますので、いずれにしましても、地元の人はいいいとしましても、観光客にそういう不愉快な思いをさせてはならないという観点から、県もありますが、迷惑防止条例を一つの基礎にし、また別府市は別府市でそういう一つの法的な、条例的な対応をやはり重ねていく必要があろうかと。後々また皆様方の御支援と御協力を仰ぎながら、関係機関とも協力をとりながら対応していきたい、このように思っております。

○四番（平野文活君） この問題は、多くのまじめなタクシー運転手の長年にわたる切実な願いです。また観光業に携わるまじめにこの別府市をお客様に喜ばれるまちにしたいと思って日夜努力している業界の皆さん方の切実な願いです。ですから、表向き、この是非を問われれば、何とかこの客引きをなくしてほしいとだれもが言います。しかし、現になかなかならない。ですから、先ほど、関係各機関の御理解・御協力をいただきながら努力を重ねてまいりたい、こういう答弁をいただきましたが、私は、重大な決意を持って、これはまず市長がやはり重大な決意を持って各関係機関を結集すると。駅長と話したときも、私らも何とかしたいと思うけれども、駅だけではやっぱりどうしても限界があります。

ぜひ市長さんに旗を振ってほしい。そうしたら、もうそういう組織が結成されましたら、その中で全力を挙げて頑張ります、こういうようなことを駅長さんもおっしゃっていただきましたが、それぞれがばらばらに対応しては、やはり効果が上がらない。ぜひ市長が先頭に立って実効ある措置を早急にとられることを強く要望しまして… …（発言する者あり）、では、ひとつよろしくをお願いします。

○市長（井上信幸君） 今、駅長さんの話が出ましたが、私の方が、逆に駅長に申し入れたのです。この辺をひとつ御理解いただきたいと思います。

○四番（平野文活君） そういう、だれが先頭を切るかというようなことで、譲り合うことなく実効の上がる措置をとられることを強く要望して、次に移りたいと思います。

し尿のくみ取りと、浄化槽の行政についてであります。

くみ取り業者が三社あります。浄化槽の業者は五社。それぞれに別府市が許可を与えているわけであります。この会社のある会社の従業員が、先日、全員退職するということがございました。いろんなことがあったのだろと思いますが、その元従業員の方の告発といえますかね、告白に基づいて質問をいたします。

第一点。この会社は、三台のパキュームカーを持っているように別府市当局に登録をしております。しかし、現実には二台しかありません。一台が架空の物であります。例えばナンバーが「大分 8 8 さの 3 8 3 8」というパキュームカーが登録されておりますが、陸運局で車検証を確認したら、この車検の有効期限は、平成元年十一月十六日に切れております。ところが、別府市に出した、またこの陸運局で確認した車検証では、車種はダイハツとなっております。しかし、別府市に出している申請書では、車検有効期限が、平成十四年十一月十六日となっておりますして、「平成一年」の「一」の横に「四」をつけ加えた。また、添付した写真の車種は、いすゞであります。これは、明らかに公文書の偽造、別府市当局をだます、そういう行為であります。

平成元年に車検が切れた車を、平成十四年まで毎年あるかのように申請をして、しかも市当局の審査をこの十年以上にわたってパスしてきている。これは、単なるミスではないのではないか。どうしてこういう事態が起こっているのか、説明をしていただきたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

し尿収集運搬業の許可または当該許可の更新を受けようとするときには、別府市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第六条により、一般廃棄物収集運搬業の許可申請書を提出するようになっております。その際、添付書類の一つに営業車両の写真及び自動車車検証の写しがあります。この営業車両の三台を申請する中で、一台の虚偽申請があったわけです。この件につきましては、許可業者も確認しており、適切な措置をしたいと考えております。

○四番（平野文活君） では、次の問題に移ります。市長以下関係部長、課長に資料をお

配りをお願いしたいと思いますので、許可願います。

○議長（首藤 正君） はい、許可します。（資料配付）

○四番（平野文活君） レストランやホテルなどの厨房の雑排水などをそのまま下水に流すと、いろんなものが下水に流れ込みます。したがって、油脂分離槽というところに油などが沈殿をする、そして水だけが流れる、こういう装置があります。これを「グリストラップ」というふうに呼んでいるようであります。いうなら油の固まりであります、通常一年に一遍程度回収をする。しかし、この回収は、このグリストラップは、産業廃棄物でありまして、一般廃棄物としての処理はできない。この会社は、しかし、その産業廃棄物を市内数カ所から回収をして、これを春木苑に投入するということをやっている。いわばとってはならないものを回収し、入れてはならない春木苑に投入するということをやってきたわけでありまして、元従業員は、流川マルショクとか城島、湯都ピアとかホテルパストラルなどでやってきたという具体的な回収場所を、四月二十三日に清掃課に告発をしました。こうしたことが事実なのかどうか。事実であれば、どういう対応をするのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

別府市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第二十六条第三項の中で、立入検査の権限は、犯罪操作のために認められたものと解釈してはならない、となっております。そこで、事実確認のできる範囲内で回答をさせていただきたいと思います。

すでに、グリストラップとは、先ほど議員さんが言われたように、飲食店などの厨房排水の生ごみ、油脂を直接下水道に流さないために一時ためておく設備のことで、これらは産業廃棄物でございます。設置者、設置する人は、適正な管理が求められ、指導監督は県の所管となっております。

そこで、別府市中央保健所と協議中であります。なお、業者からの聞き取りでは、グリストラップの収集運搬の事実確認は、とられておりません。

○四番（平野文活君） 配付しました資料が、ホテルパストラルのグリストラップを回収している写真であります。バキュームカーには会社名も入っております。この写真を従業員の皆さんが、四月二十三日に清掃課に持って告発をした。もう二カ月たちますね。二カ月たった今日なお、パストラルや、あるいは城島、あるいは流川マルショク、そういうふうに証拠写真つきで告発したにもかかわらず、業者に対してそういうことをやっているのかやってないのかと聞いただけで、会社が「やってない」と言いましたと。城島などにグリストラップの回収はどの会社と契約しているのかということをしきんとただせば、それで調査ができると思いますが、会社に聞いただけで事実確認ができないと。二カ月にわたってその程度の調査しかできないというのは、どういうことですか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、指導監督は、グリストラップの件は県の所管となっております。

す。そこで、別府市中央保健所と協議中でありますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○四番（平野文活君） 問題が多いから、時間が足りんごとなるから、次に行きます。十文字原の自衛隊の演習場、このし尿のくみ取りについて、元従業員は、過去何年間にもわたって一台分を二台分として水増し請求をしてきた、こう言っております。その告発に基づいて自衛隊が、四月十七日に会社に聞き取り調査に入っております。その聞き取り調査の会話を記録したテープを従業員が持っている。そのテープを起こしたものを清掃課に四月二十三日に渡しております。こうした水増し請求がやられてきたということの事実関係は、どのように把握されておりますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

自衛隊別府駐屯地関係者の協力を得まして、関係書類を調査いたしました。その中で水増し請求については、確認はできておりません。

それから、平成十四年六月七日に自衛隊への口頭による報告を行っておりますので、その内容について説明させていただきます。自衛隊関係者の協力を得て調査しましたが、自衛隊十文字原演習場し尿くみ取り料金の水増し請求については、調査結果を報告いたします。

まず、某社の自衛隊し尿くみ取り通知書による請求事務の取り扱い、次に、自衛隊し尿くみ取り通知書と春木苑し尿処理場投入伝票の照合、以上二点について調査・検討いたしましたが、水増し請求については、確認できませんでした。

なお、この問題について新たな事実が生じた場合は、その点について再調査いたしますということで、口頭で報告をいたしております。

○四番（平野文活君） 伝票にうそを書いているわけですから、幾ら伝票を突き交わしても事実は出てきません。四月十七日に自衛隊の会計官がこの業者に聞き取り調査に入ったときのやり取り、自衛隊A「国の費用で支払っているわけですから、まずいことです」、社長「昔は十五社あったが、話し合いでまとまった。その当時から、別府はほかのところもみんな水増しをやってきた」、自衛隊「自衛隊から役所に届ければ信用しますよ。それでもいいのですか」、副社長「過去の問題として水増し請求はあった」。こういうようなやり取りをしているわけですね。ですから、新たな事実などというのであれば、このテープに基づいて業者と自衛隊に対して調査をしたらどうかと思いますが、これも二カ月間そこまではやっていない。

四つ目の問題。一般市民の浄化槽の不正請求。元従業員の皆さんは、一般家庭の浄化槽についても、例えば十五人槽なのに三十人槽の料金を取ってきた、こういう告発をしている。元従業員の皆さんが、被害を与えてきた市民の皆さんに対して謝罪をしながら回った結果、五人の市民の方から、市当局に対して被害届け、料金の返還請求というものが出されております。この五人の市民の方々から出された被害届けに対してどういう調査をやり、

どういう対処をしているのか、御答弁を願いたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

五件の被害届けが、市の方に提出されております。そこで、清掃課として被害届け提出者宅を訪問し、聞き取りにより事実確認を行いました。清掃料金については、業者が五業者ありますが、五業者が設定しており、日曜・祭日・夜間・早朝、作業困難な場所、浄化槽の状態により別料金を加算されるようになっております。許可業者に対し被害届け提出者に料金の説明をするように指導いたしております。その中で、被害届け提出者については、納得のいかない場合は清掃課へ連絡をくださいと。業者に対しては、個々の説明結果を清掃課の方に知らせてくれということで指導をいたしております。

○四番（平野文活君） これも、先ほどのグリストラップの件と同じです。被害届けを出している市民のところにわざわざ行ったのですから、市のバキュームカーでそのお宅の人槽が幾らなのかということをとらせてもらえば一目瞭然、すぐわかる。にもかかわらず、これまたそうした作業はやってない。例えば中須賀東町のAさんは、十五人槽で二十五人槽分の料金を取られている。扇山のBさんは、三十五人槽分のところを七十五人槽分の料金を取られている。こういうことで被害届けが出ておるわけですよ。

時間が少なくなりましたので、あれですが、二カ月にわたって実態が明らかにならない。業者に聞いて、やってないとか、事実確認ができないとかということばかり。また、管轄は保健所だというようなことを言いましたが、市の許可業者ですよ。廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行規則の第十五条、許可業者及び従業員が、前条に違反した場合のほか、次の各号の一に該当するときは、営業の許可を取り消し、または業務の停止を命ずることがある。一、関係法規に違反したとき、二、不当な料金または金品を要求したとき、三、四がこうあります。四は、その他、市長において不都合と認められる行為があったときですね。

私は、以上四点の不正行為を質問いたしましたが、きちんと事実関係を市の責任で直接調査してほしい。そして、市の許可業者がこうした不正を働き、市民に被害を与えておる。こういう悪徳業者を許すべきではない。やはりこうした条例に基づいて許可の取り消しなど厳重な処分をされるよう強く要望して、次に移ります。（「職務怠慢だ」と呼ぶ者あり）どうですか。その処分については、どう検討しておりますか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

事実関係等を調査終了後、関係法規と照らし合わせて、適切な措置を講じたいと考えております。

○四番（平野文活君） この二カ月間、ずっとその推移を見守ってまいりましたが、私は、市当局が市民にこれほどの迷惑をかけている業者に対して極めて甘い対応しかしていないなという感想を持っております。厳重な事実調査と処分を要望をしたいというふうに思います。

次に移ります。（発言する者あり）

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

ただいまの御質問の関係につきましては、早急にまた事実関係、これをこれまでもしてまいったところでありますが、そういう新たな問題も含めまして、再度調査をした上で、市といたしまして処理を、厳重な処理を考えたい、こういうふうに考えております。

○四番（平野文活君） それでは、最後の水道行政についてであります。

私は、これまでも一年に一遍は水道問題について質問をしてまいりました。その中で三十億円の売り上げの中で六億円を超える純利益、また減価償却費を含めて十億円の資金が活用できる、そういう状況というのは、もうけ過ぎではないかというような指摘もさせていただきました。この水道行政をどう改革していくかということについて、三つの提案をさせていただきました。一つは事業計画の見直し、二つ目に労働生産性の改善など経営の効率化、三つ目に財源政策の見直し、この三つであります。この三つの提案については、これまでのやり取りの中で水道局当局も基本的には同意できるという認識を示されたというふうに理解をしております。

そこで、第一点として聞きたいのは、このほど水道事業の経営審議会というものが設置をされました。この目的は何か、どういう改革をどこでやろうとしているのか。その基本的な審議会の目標といいますか、そういうものについて説明をしていただきたいと思います。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

去る六月四日に、水道事業経営審議会を発足させていただきました。この目的は、経営の効率化また健全化、こういうことを学識経験者三名及び各界の皆様の忌憚のない御意見を伺って、そしてその御意見を反映させて、行財政改革推進計画書を策定していくものでございます。

○四番（平野文活君） そうした改革に取りかかるということは、私も提案をしてきた関係上、大いに歓迎をいたします。と同時に、そういう計画書を策定するということが、市民にその成果が還元されるかどうか、ここがやっぱり肝心なことではないかというふうに考えております。

これまでのやり取りの中で市長自身が、料金値下げに言及するというようなこともございました。ぜひこの経営審議会の協議というものを通じて、そうした形で市民への還元が実現するように要望したいと思います。

もう一点のお伺いをいたします。これは、一般会計からの繰り入れの問題についてであります。

水道事業は、基本的に独立採算制である。ですから、水道にかかるいろんな経費、それは基本的に市民の料金収入で賄わなければならない、これが基本になっていると認識をしております。しかし、すべての経費を料金にかぶせていいかということについては、問題

がありまして、総務省が、「地方公営企業繰出金について」という通知を毎年出しております。この通知を読ませていただきますと、こう書いてありますね。一般会計が、公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税等において考慮する。つまり、これは料金に転嫁をしてはいけないと思われるような内容については、一般会計から繰り出しをなさいます。それをした場合には、その一部については、交付税で見ましょう。こういう通知ですね。では、どういうものが料金に転嫁してはならない、一般会計から出せるかというふうに挙げているかというのと、一、消火栓等に要する経費、二、公共施設における無償給水に要する経費、三、上水道の出資に要する経費、四、上水道の水源開発に要する経費、五、上水道の広域化対策に要する経費、六、上水道の高料金対策に要する経費、七、広域化、共同化計画の策定に要する経費、八、統合水道にかかる統合前の簡易水道の建設改良に要する経費、大きくはこの八項目。この中身は、具体的にまたその中で書かれてありますが、消火栓について経費をお伺いをしたい。もう時間ありませんので言いますが、水道局当局からもらった資料によりますと、十三年度の実績でいうと、消火栓関係の投資を千八百万余りしたと。しかし、市からの繰り入れは七百万しかなかったというもの。こうした半分ぐらいしか繰り入れされてない実態が長い間続いているという状況があります。など、この繰り入れ基準というものが、ほとんど活用されなくて、これだけの経費が必要だからこれだけ値上げしよう、これだけ料金に転嫁しよう。その必要経費は、ほとんど料金に転嫁されております。繰り出し基準で示したような一般会計からの繰り入れるべき事項については繰り入れるということが、水道事業の今後の財源対策上必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○水道局管理課長（村田忠徳君） お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおりでございます。それで今後は、この繰り出し、繰り入れというのは、行政内部の問題でございますので、十分関係課と話し合って検討してまいりたいと思っております。

○四番（平野文活君） もう時間がないですからあれですが、本当に真剣な改革のための議論をやって、ぜひ値上げし過ぎた水道料金の値下げを実現するよう要望して、終わります。

○議長（首藤 正君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第二により、各委員会に付託中の議案につき、審査期限をつけるの件を議題といたします。

お諮りします。

六月十九日の本会議において各常任委員会及び関係特別委員会に付託しました全議案は、会議規則第四十四条第二項の規定により、各委員会審査終了日の六月二十五日に審査を終わるよう期限をつけたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、六月十九日の本会議において各常任委員会及び関係特別委員会に付託しました全議案は、各委員会審査予定日の六月二十五日に審査を終わるよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明二十五日から二十七日までの三日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十八日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、明二十五日から二十七日までの三日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十八日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時十一分 散会